

カナダ各州の家庭裁判所

——現状と改革の方向——

村
井
衡
平

- 序章
- 第一章 家庭裁判所の創設
- 第二章 ノバ・スコシア州
- 第三章 ブリンス・エドワード島州
- 第四章 ニュー・ブランズウィック州
- 第五章 ニュー・ファンドランド州
- 第六章 ケベック州
- 第七章 オンタリオ州
- 第八章 マニトバ州
- 第九章 サスカチエワン州
- 第十章 アルバータ州
- 第十一章 ブリティッシュ・コロンビア州

カナダ各州の家庭裁判所 村井

第十二章 結び—統一家庭裁判所への道

序 章

カナダでは一九六八年七月二日より、全土に一般的な効力をもつ「離婚に関する法律」(An Act respecting Divorce)が施行されることになった。それ以前の各州の離婚をめぐる事情はすでに別稿で明らかにしたので、ここではくり返さない⁽¹⁾。興味があるのは、この法律改正の前後を通じて、何か眼にみえるような変化が起ったかどうかということである。これに対しては積極的な答えが返ってくる。具体的に

年度	マニト バ	ノバス コシア	オンタ リオ	P.E.I.	ユー コン
1966	529	517	5,176	18	18
1967	539	541	5,883	24	17
1968. 7. 1	252	262	3,173	14	8
1968. 7. 2 1969. 7. 1	1,711	874	16,495	91	61
1969. 7. 2 1970. 7. 6	1,435	862	13,349	97	45

一九六六年、一九六七年さらに一九六八年一月一日より一九六八年七月二日までを開始された離婚訴訟の数を示すと、次表のとおりとなる⁽²⁾。

この表によれば、一九六六年より一九六七年にかけて少し増加がみられるが、離婚法の改正された一九六八年に入れば、七月一日までに提起された離婚訴訟の数は、前年に比較して約半分になっている。年間を通じて訴訟が平均的に提起されるとすれば、半年の間に半分であって、この数に不思議はないが、ここではむしろ、従来それぞれの州の離婚法のもとでは救済を求めることができなかつた夫または妻が、一九六八年七月二日以降になれば訴の提起が容易になることを承知し、提起を遅らせたことによるものではなからう

か。具体的にいえば、これまで州の離婚法によって姦通・遺棄・虐待などのいわゆる有責的な離婚原因のみが認められており、これに該当する事由がなければ、訴を提起することそれ自体が不可能であった。ところが、新しい離婚法によれば、第三条に有責的な離婚原因を列挙するとともに、第四条には付加的な離婚原因として、種々の事由による婚姻関係の永久的な破綻 (Permanent Breakdown) を新しく離婚原因と認めている。なお、ここで一つ問題が生じる。それは新しい離婚法と各州の既存の離婚法の関係はどうなるのかということである。これについては、第十九条・三項および第二十三条・二項によって、各州の離婚法は新しい離婚法と矛盾しない範囲でいぜんとして効力を有することが認められている。離婚以外の裁判別居、扶養料、姦通を理由とする損害賠償、財産セツルメント等々に関する規定は、すべてをそのまま維持されている。いずれにしても、各州の住民にとって、離婚への門戸はそれだけ広がったわけであって、一九六八年七月二日以降の一年間には、これまで見られなかったような多数の訴が提起されており、マニトバおよびオンタリオ両州では約三倍にはね上っている。新しい離婚法が施行されるのを待っていた人々が、ときを同じくして集中的に訴を提起したための現象とみてまちがいはないと思われる。そして、翌年に減少しているのは、急激な津波のあとの引き潮といえよう。なお、別の数字によれば、一九六七年には全国で一・一六五件であったものが一九七〇年には三五・〇〇〇件に及んだといわれる。⁽³⁾

ここで参考のため、約十年を経た一九七九年の一年間に各州で云渡された離婚判決の数を示せば次表のとおりとなる。⁽⁴⁾

これによってもわかるように、オンタリオ州が他を引きはなして首位を占め、ブリティッシュ・コロンビア州と

ニュー・フアンドラ	438
ニンド	144
P. E. I.	2, 274
ノバ・スコシイア	1, 223
ニユー・ブランズウ	14, 379
ニユク	21, 793
ケベツク	2, 152
オンタリオ	1, 528
オマニト	6, 531
サスカチエワン	8, 826
アルバスター	
ブリテン	
全カナダ	59, 473

するものとされるにいたっている。⁽⁴⁾ 本稿はこのようなカナダ各州における離婚をめぐる事情をまず土台にすえる。

そのうえで、最近にいたって各州で積極的に議論され、家族関係についてのすべての事項に包括的な管轄権を行使させるべく、改革に向けて実行に移されようとし、またはすでに実行されているいわゆる「統一家庭裁判所」(The Unified Family Court)の問題に焦点を合わせ、離婚に関する管轄権をもからませながら、改革が進められている実情を展望してみたいと思う。

(1) 離婚法が制定されるまでのカナダ各州の事情については、村井「カナダの離婚法」神戸学院法学九卷二・三号一七七頁—一七九頁。

(2) D. Mendes da Costa, Q. C. Studies in Canadian Family Law. Vol. 1. p. 371. 1972.

(3) Encyclopedia Canadiana. vol. 3. p. 284. 1972.

参考のために、一九七〇年の日本、アメリカ、カナダの離婚率(人口一・〇〇〇人当り)は、それぞれ〇・九三、三・五〇、

アルバータ州がこれを追っている。のちにみるところで、これら諸州における事情がとくにわれわれの注目を集めることになる。なお、資料の関係で詳しいことはわからないが、一九八〇年九月十一日にいたり、連邦議会と多数の州議会との間で、憲法上の議論について合意が成立し、家族法の分野では、婚姻および離婚について双方の議会が競合的に立法権を行使し、互いに抵触する事項については、州が優先権を有

一・四〇であった。また、一九七五年には一・〇七、四・九〇、二・二二となっている。新保満「カナダの素顔」七四頁。
(4) Milne, The New Canadian Constitution, pp. 56—58.

第一章 家庭裁判所の創設

ここで議論を進めるのに必要な前提として、カナダにおいて各州の裁判所がどのように構成されているか、簡単にみておこう。州によって多少のちがいはあるが、民事事件および刑事事件の第一審および控訴審としての管轄権を行使する地方裁判所 (Supreme Court) がある。ニュー・ファンドランド、プリンス・エドワード島およびケベック諸州では、単一の裁判所が第一審および控訴審を審理する。これに対して、ノバ・スコシア、ニュー・ブランズウィック、オンタリオおよびアルバータ諸州では、地方裁判所のなかに控訴部 (appeal division) と事実審理部 (trial division) が設けられる⁽¹⁾。たとえば、オンタリオ州において、地方裁判所に控訴裁判所 (Court of Appeal) と高等裁判所 (High Court of Justice) がおかれる⁽²⁾。後者は略して Supreme Court とよばれる⁽³⁾。ちなみに、マニトバ、サスカチュワンおよびブリティッシュ・コロンビア諸州では、第一審と控訴審は全く別個の裁判所で審理されている⁽⁴⁾。このように、地方裁判所の構成には三種類があり、州によってちがいがみられる。また、地方裁判所のほかに、ブリティッシュ・コロンビア、マニトバ、ノバ・スコシア諸州には郡裁判所 (County Court)、ニュー・ファンドランド州には区裁判所 (District Court)、オンタリオ州には両者が設けられる。

そして、右にみたすすべての裁判所の判事は、「イギリス領北アメリカ条例」の第九十六条および「連邦裁判官法」

(The Federal Judges Act) の規定によつて、総督によつて任命されることになる。⁽⁵⁾ 一方、これらと別に、州によつて任命されるマジストレートで構成されるマジストレート裁判所 (Magistrates' Court) があつたが、過去十年ほどの間に州裁判所 (Provincial Court) と名称を改めるにいたつて⁽⁶⁾、このように、裁判所は、判事が連邦によつて任命されるものと、州によつて任命されるものと、いわば二重構造になっているわけであつて、この点がしばしば論議の種になっている。

右とは別に、特別裁判所として、ニュー・ファンドランド、ケベック、アルバータおよびブリティッシュ・コロンビア諸州を除いて遺言検認裁判所 (Probate Court)、プリンス・エドワード島州を除いて少年裁判所 (Juvenile Court) があるが、後者の管轄権は、現在では家庭裁判所 (Family Court) または州裁判所の家事部 (Family division) に付与されるにいたつて⁽⁷⁾いる。

では、家庭に関する事件を処理するという広い意味での家庭裁判所はどのようにしてできたのであろうか。カナダの家庭裁判所はアメリカの例になら⁽⁸⁾い、すでに存在している少年裁判所 (Juvenile Court) にその源を發している。そこで少年裁判所の沿革をたづねると、一八八九年にオンタリオ州のトロントに特別に任命された委員を有する児童裁判所 (Childrens Court) が創設されようとした時点にまでさかのぼることになる。この試みは連邦の一九〇八年の非行少年法 (The Juvenile Delinquents Act) の制定によつてはじめて實現された。⁽⁹⁾ このようにして設けられた少年裁判所は、いわゆる非行少年を犯罪者として扱うことなく、救助と指導と觀察を必要とする者として処遇する。しかし、少年の非行や犯罪に対処するためには、すでに事件が発生したあとで事後的にとり組むこと

も必要であるが、それよりもむしろ、予め原因をとり除く努力も忘れてはならない。このような意味から、①少年が非行を犯すことに直接の原因を作り、教唆し、もしくは黙認した者、②少年が非行者になり、もしくは非行におち入る恐れのあることを助成し、その原因を与えた者、③子供を意識的に放任し、子供が非行におち入るのを防止するのを怠り、もしくは非行の原因となる状態をとり除こうとしない両親または保護者に関する事件も、少年裁判所の管轄とされるにいたった。⁽⁹⁾つまり、当初は非行少年のみを対象にしていた少年裁判所が、子供を含む家庭生活関係の問題にまで広く入り込む必要が生じてきた。これがやがて家庭裁判所へと発展の道をたどることになり、さきに家庭裁判所が少年裁判所に源を発しているといったのもこの意味においてである。

最初に家庭裁判所を考へ出したのはオンタリオ州であった。一九二〇年にオタワに軽裁判所マジストレート(Police magistrate)によって統轄される家族関係裁判所(The Domestic Relations Court)が設けられた。さらに一九二九年には、すでに設立されていた少年裁判所の内容を合理的に整理する仕事が始められ、一九三四年にいたり、少年裁判所を「少年および家庭裁判所」(The Juvenile and Family Court)と改めるにいたった。⁽¹⁰⁾その他の州についてみれば、ブリティッシュ・コロンビア州のバンクーバーにおいて一九四三年、マニトバ州のウイニペックにおいて一九四七年、アルバータ州のカルガリーにおいて一九五一年、さらに最近ではニュー・ブランズウィック州、ノバ・スコシニア州にも設けられている。このうち、マニトバ州では「児童福祉法」(The Child Welfare Act)を改正することによって家庭裁判所が設けられ、またアルバータ州では新しく家庭裁判所を設けており、州によって事情を異にしている。なお、ケベック州に家庭裁判所とよばれるものはないが、一九五〇年に

特別な「社会福祉裁判所」(The Social Welfare Court)が設けられてゐる。⁽¹¹⁾

ところで、時は流れて、一九七〇年の連邦議会による「法律改正委員会法」(The Law Reform Commission Act)にもとづいて、法律改正委員会が設置された。⁽¹²⁾ 委員会は八つの部会に分れる。すなわち、刑法およびそれによつて規制される行為に関する一般原則、刑事手続、判決言渡および執行、証拠、家族法、行政法、商取引法および公用徴収がそれである。このうちの家族法部会はパトリック・ハート(Patrick Hart)氏を議長、アントニオ・レーマー(Antonio Lamar)氏を副議長、さらに他の二名の委員によつて構成され、一九七四年一月には「家庭裁判所」(The Family Court)と題する検討資料(Working paper)を発表し、⁽¹³⁾ さらに最終的な討議の結果を一九七六年に法務長官に「家族法に関する報告書」(Report on Family Law)として提出するにいたつた。⁽¹⁴⁾ 報告書の第一章は、「統一家庭裁判所」(The Unified Family Court)と題し、最初の個所で次のようにのべている。すなわち、「この報告書は、家庭の内部で発生する経済的・感情的そして行動的な諸問題への新しい法律的なアプローチを提案するものである。以下の章に提案される実体法および手続法における変更は、全一団体となつて、家族法の新しい理念を形成する。この理念は、統一家庭裁判所という体系の発想と方向が与えられるならば、その社会的な目的をより一層効果的に達成することができる。ここにいう統一家庭裁判所とは、家族問題への新しい手続とアプローチを具えた新しい種類の裁判所であつて、そこには家族法の事項に関するすべての重要な管轄権が統一されている」。⁽¹⁵⁾

このように、統一家庭裁判所の性格をうきほりにしたうえで、さらに続けて次のようにいう。すなわち、「現在、

家族に関する法律上の問題は、一つの州のなかで四つか五つの異った裁判所で処理されている。婚姻の破綻は多くの法律上の争点をひき起し、それぞれが多くの伝統的な裁判所のどれかで解決されることが可能なものである。これらの争点を処理する唯一つの裁判所は存在していない。これらの争点の根本にある基本的な人間としての苦しみは、放置されたままである。われわれが提案する家庭裁判所は、いくつかの裁判所間の家族問題に関する法律上の分裂状態をとり扱うという特別に計画された唯一の法律上の機構を提供するものである⁽¹⁶⁾。

右のように、統一家庭裁判所を創設すべきことが提案されたけれども、それを実現するためにはいくつかの障害がよこたわっているのを見逃すことはできない。この点について、報告書は次のような勧告を行っている。

① 裁判所体系における変更を計画するに当って、これらの裁判所が将来存在することが州によって考慮に入れられることができるように、法務長官が統一家庭裁判所の原則について言明すべきである。

② すべての州において、連邦によって任命される判事で統轄され、すべての家族法の事項に包括的な管轄権をもつ上級裁判所 (Superior Court) を創設するために、州および連邦の法務長官によって直接的な手段がとられるべきである。裁判所は、家族問題について広範囲な紛争解決の技術を提供する社会的・法律的な武器をもつべきである。

③ 連邦政府は、州によって任命され、家族の事項について審理している判事の再任用を含めて、統一家庭裁判所への判事の選定および任命に含められる諸問題を、真っ先きに州と協議すべきである。

④ 連邦政府は、統一家庭裁判所を設立し、それを維持することによって必要とされるなんらかの新しいサー

ビスのための費用を合理的に分担する責任をひき受けるべきである。

⑤ 連邦政府は、各州における統一家庭裁判所に関する特殊な要求と制度上の必要条件について柔軟に援助するための立法的な反応を採択すべきである。⁽¹⁷⁾

カナダ法律改正委員会の報告書による勧告は、統一家庭裁判所を創設するに当たってのいくつかの問題をあげているが、最も重要なものとして、ここでは②および③に指摘された判事の任命について検討してみよう。もともと、統一家庭裁判所を創設するということは、家族法に関する事項を実際に運用しているいくつかの裁判所の管轄権を一個所に集中するにほかならない。その場合に、地方裁判所を郡裁判所または区裁判所の管轄権と統一することは、相対的にみて簡単と思われる。それというのも、これらの裁判所の判事はいずれも連邦によって任命されるからである。しかし、現実には州によって判事が任命される州裁判所 (Provincial Court) およびマジストレート裁判所 (Magistrate's Court) の管轄権も、当然に統一の対象に含まれてくる。性質を異にする二つの種類の裁判所を統一するにはどのようにすればよいのであろうか。これには二つの方法が考えられる。

一つは、家族に関するすべての事項についての管轄権を、連邦によって任命される判事で構成する裁判所に移す方法である。⁽¹⁸⁾ さきにもた委員会の勧告は、明らかにこの方向を示している。もう一つは、同じ管轄権を州によって任命される判事で構成する裁判所に集中する方法である。⁽¹⁹⁾ 多くの州はこの方法に賛成しているようであるが、これまで連邦によって任命され、離婚管轄権を行使してきた判事たちはこれに反対するかも知れない。このような反対を排除するために、連邦政府は離婚法第二条を改正し、連邦によって任命される判事に代えて、州によって任命さ

れる判事が離婚事件を審理できるようにする必要がある。さらに、一八六七年憲法と称される「イギリス領北アメリカ条例」の第九十一条の二十六および第九十六条を改正し、現在では連邦によって任命される判事の管轄権に属している婚姻・離婚を州によって任命される判事のそれに移さなければならぬ⁽²⁰⁾。これを実現するに当っては、各方面からする相当の困難が予想される。

このような困難な事態を打開するために、別の二つの方法が提案された。一つは、家庭裁判所を物理的かつ行政的に統一するが、管轄権については統一しないという方法である⁽²¹⁾。二段階方法 (Two Tier Model) とよばれ、連邦によって任命された判事と州によって任命された判事が、一つの建物のなかで各自の仕事を行なうことになる。この方法によれば、一人の判事がつねにすべての問題を処理することができない⁽²²⁾点の問題となる。州によって任命された判事が一つの問題を処理している途中で自己の管轄外の問題が生じたならば、連邦によって任命された判事にその問題の解決を委ねなければならなくなる。とくに離婚および財産に関する問題が生じるとき、仕事の大部分は連邦によって任命された判事がひき受ける結果になると予想される。これとは別に、もう一つの方法として、判事一人一人を連邦および州の双方で任命することが提案される⁽²³⁾。この方法によれば、判事は理論的にみて、家庭に関するすべての事項を処理できて便宜なはずである。しかし、これについて、一人の判事が連邦と州の双方によって任命されるのは、連邦および州の有している任命権 (appointment power) を互いに侵害するものではないか問題となる。その結果、この方法はあらゆる犠牲を払っても避けるべきであると考えられる。

右にみたような複雑な事情を内蔵しているにもかかわらず、統一家庭裁判所が創設されるについては、別の面から

するそれなりの理由も考えられる。その一つは、世の中が進歩し、社会構造が複雑になるにつれて、これまで考えられなかったような各種の新しい要因から、家族の間に感情的な亀裂が生じ、ひいては家庭が崩壊する危険が増加することになった。それへの対策として、紛争の種をやどし、またはすでに紛争の生じている家庭にたいして、なんらか特別の裁判所の手続方法によれば、家族の間に和諧をもたらし、家庭の平和を回復することができるのではないかという強い希望に根づいている。もう一つは、家庭の生活関係に影響を及ぼす可能性のある多面的な法律上の事項について、その管轄権を各種の裁判所に分属させるよりは、一つの裁判所に集中させるのがあらゆる点で便利であり、それには新しく発展してきた家庭裁判所が最適ではなからうかとの具体的な考慮がはたらいていたと思われる。

ところで、委員会は、統一家庭裁判所という包括的な組織へと移行するにつれて、いわば試験的な試みを行ってみることが必要であるとの判断にもとづいて、時間的に制限されたパイロット・プロジェクト(Pilot Project)を創設し、かかるプロジェクトに要する諸費用について連邦政府が財政的な寄与をなすべき旨を勧告した。⁽²⁴⁾ かかる勧告の趣旨をうけて一九七七年の連邦の立法は、具体的な内容はわからないが、三年間のパイロット・プロジェクトとして統一家庭裁判所の開発を許可するにいたった。これに応じて、ニュー・ブランズウィック、ニュー・ファンドランド、サスカчевンおよびオンタリオの四州は、プロジェクトの設立について連邦政府と協定したといわれる。⁽²⁵⁾ 右の立法および協定の詳しい内容は知ることができないが、このような事情を背景として、ここで改めていくつかの州について、家庭裁判所がもともとどのような事情・経過をたどって創設されるにいたったのか、創設され

た家庭裁判所はいかなる機能を果たすべきものとされていたのか、果して当初の期待どおり機能しているのか、もしその機能について問題があるとするれば、それがどのような機関でどのように検討されているのか、そして家庭裁判所の将来像としてどのようなものを目指しているのか、等々について、順を追って考察することとする。

- (1) Encyclopedia Canadiana. vol. 3. p. 137. 1972.
カナダの裁判所組織については、森島昭夫、ケネス・M・リシック編「カナダ法概説」三八頁—四三頁、J・P・テイラ
ー（青木清訳）「カナダの司法」ジュリスト七五八号—三七頁—一四〇頁参照。
- (2) Encyclopedia Canadiana. op. cit. p. 133.
- (3) Millar and Baar, Judicial Administration in Canada. p. 77. 1981.
- (4) Encyclopedia Canadiana. op. cit. p. 137.
- (5) Millar and Baar, op. cit. p. 77. 衆議院法制局ほか「カナダ憲法」三四頁。
- (6) Millar and Baar, op. cit. p. 77.
- (7) Encyclopedia Canadiana. op. cit. p. 137.
- (8) 森田宗一「カナダにおける家庭裁判所の成長」家裁月報七卷四号三頁—四頁。
- (9) 森田宗一・前掲論文四頁—五頁。
- (10) Allard, Family Courts in Canada. D. Mendes da Costa, Q. C. Studies in Canadian Family Law. vol. p. 4. 1972.
- (11) 下記の事情をめぐって Allard, op. cit. pp. 4—5.
- (12) Barnes, The Law Reform Commission of Canada. Dalhousie L.J. vol. 2. p. 63. 1975—76.

- (13) Payne, The Administration of Family Law in Canada: Proposals for A Unified Family Court. Chitty's L. J. vol. 23. No. 2. p. 37. 1975.
- (14) Report on Family Law. Law Reform commission of Canada. March 1976.
- (15) Report. p. 7.
- (16) Report pp. 7—8.
- (17) Report. pp. 11—12.
- (18) Millar and Baar. op. cit. p. 88.
- (19) Millar and Baar. op. cit., p. 88.
- (20) Millar and Baar. op. cit. p. 88.
- (21) Millar and Baar. op. cit. p. 89; Steinberg, Family Law in the Family Courts. vol. 1 p. 64. 1981.
- (22) Steinberg, op. cit. p. 64.
- (23) Steinberg, op. cit. p. 64.
- (24) Millar and Baar, op. cit. p. 89.

第二章 ノバ・スコシイア州

カナダの太平洋岸に面するニュー・ファンドランド、プリンス・エドワード島、ニュー・ブランズウィックおよびノバ・スコシイアの四州は、沿海諸州 (Maritime provinces) とよばれている。そこで最初にノバ・スコシイア州の事情を眺めてみよう。

同州のハリファックスにおいて、一九三八年に若い弁護士が家族を含む法律問題を処理するための特別の裁判所を新しく設けることによって、司法制度に大きな改革を加えるべきである旨を提案した。この提案に応じて、その後、約二十四年を経て、州議会は一九六三年法第四章として、「家庭裁判所法」⁽¹⁾(The Family Court Act)を可決した。その第一条によれば、知事 (Governor in Council) は州内のどの地域にでも、家庭裁判所の創設を命じることができ、その地域は市、町、郡または自治体の全部もしくはそれらの組合わせであつてもよく、この裁判所は連邦の非行少年法および児童福祉法第八章の意味における少年裁判所であつて、設立と同時にその地域における少年裁判所の管轄権をひき継ぐものとされている。そして、州における最初の家庭裁判所として、ケーブ・ブルトン郡の家庭裁判所が一九六五年二月一日にシドニーに設立されるにいたつた。⁽²⁾このように家庭裁判所の設立が実現した背景には、ハリファックス福祉委員会 (Welfare Committee) が指導的な役割を果たしたようである。すなわち、同委員会はカナダの他の地域よりソーシャル・ワーカーおよび裁判所職員を招いて、州政府、地域の福祉団体、大学および一般市民に特別な裁判所の理論とそれが果たすべき役割を詳細に説明させた。議論が展開された結果、家庭裁判所の設立を主張する申立書が州政府に提出され、さきに見たように法律が可決されることになった。そして、ケーブ・ブルトン郡にいわばパイロット・プロジェクトとして、最初の家庭裁判所が設立された。⁽³⁾さらに二年後の一九六七年一月十三日には、ハリファックス郡の家庭裁判所がハリファックスに設けられている。

では、家庭裁判所はいかなる事項について管轄権を有するのであろうか。関連する法律を列挙すれば次のとおりである。

- ① 教育法 (The Education Law — 子供を学校に出席せしむることを怠った限りにおいて)
- ② 妻子扶養法 (The Wife's and Children's Maintenance Act)
- ③ 扶養命令強制法 (The Maintenance Orders Enforcement Act)
- ④ 未婚の両親の子供に関する法律 (The Childrens of Unmarried Parents Act)
- ⑤ 児童雇傭法 (The Employment of Children Act)
- ⑥ 児童福祉法 (The Child Welfare Act) のある部分
- ⑦ 児童扶養法 (The Childrens Maintenance Act—親子間の訴訟の場合)
- ⑧ 連法の非行少年法 (The Juvenile Delinquency Act)
- ⑨ 刑法典第一八一条一項、第二三一条一項 (夫および妻または親および子供が当事者に含まれているとき)

これらの事項は家庭裁判所が設立される以前、すべて少年裁判所の判事および州のマジストレート (Magistrate) に分属していた。⁽⁴⁾このように、ノバ・スコシニア州の裁判所は、その管轄権の内容を二つの源に発しているのを知ることができる。このことから、裁判所を構成する判事の任命と関連して、興味ある現象を生じてきた。

一九六五年に設立されたソドニーの家庭裁判所は、四名の判事で構成されており、そのうち三名は人口の多い地域で州のマジストレートとして常勤 (full time) の判事であるが、他の一名はいわゆるパート・タイムの判事で、別の三つの郡の少年裁判所の判事を兼任している。また、一九六七年にできたハリファックスの家庭裁判所では、三名の判事で構成されるが、一名のみが常勤であって、他の二名はパート・タイムの判事で、必要に応じて州の他

の場所からハリファックスにやってくるときを除いて、それぞれの郡の少年裁判所の判事の仕事を継続していた。⁽⁶⁾ わが国の場合と比較すれば、はっきりいって、出まかせとも思えるような方法で判事が任命されており、その結果として、一方のシドニーの家庭裁判所では主として家庭 (Family) に関する事項を審理するのに対し、ハリファックスの家庭裁判所は少年および放置された児童 (Juvenile and Neglected Childs) に関する事項のみを扱う⁽⁶⁾ といふ、はっきりしたちがいが現われたようである。

仕事の内容として、シドニーの家庭裁判所では一九六九年二月一日より一年間に四四〇件の手続が行われたが、そのうち一九三件は非公式な調査に留まっております、正式の手続にもち込まれた事件の大部分は、妻子扶養法、扶養命令強制法、未婚の両親の子供に関する法律および刑法典第二三一条一項のもとで審理された。同じような傾向はハリファックスの家庭裁判所でも最初の二、三カ月の間、継続したといわれる。⁽⁷⁾

ところで、カナダ全土に統一的な離婚法が一九六八年七月二日に施行されたため、ノバ・スコシア州の「離婚および婚姻訴訟事件裁判所 (The Court of Divorce and Matrimonial Causes) はいぜんとして存在する⁽⁸⁾ けれども、その時点で離婚に関する管轄権を失い、離婚法第二条により、州の地方裁判所事実審理部 (Trial Division of the Supreme Court) に管轄権が移ってしまった。⁽⁹⁾ そのため、現在では、近親婚の禁止に関する事項および婚姻の無効・取消についての管轄権が残っているにすぎないことになる。⁽¹⁰⁾ 一方、家庭裁判所については、判事はすべて常勤として任命されることも含め、少年裁判所としての管轄権に限ることなく、大たんで勇氣のある方法かも知れないが、婚姻および家族間の紛争に関するすべての問題を処理することのできる管轄権を具えた州家庭裁判所 (The

Provincial Family Court) を設立すべきことが提案されるにいたっている⁽¹¹⁾。このように州家庭裁判所という一つの新しい裁判所が設けられたとき、これまで存在した二つの郡の家庭裁判所さらには「離婚および婚姻訴訟事件裁判所」との関係がどうなるのか、この点は明らかでない。

なお、ノバ・スコシニア州では一九六九年の「法律改正法」(The Law Reform Act) にもとづいて、法律改正勸告委員会 (The Law Reform Advisory Commission) が設けられ、一九七二年一月二十五日の知事の命令によつて組織された。委員の数は五名ないし一〇名とされ、全員が地方裁判所の現職もしくは退職した判事またはバリスターであつて、この点が以下にみる他州の委員会と異つており、法務長官の推薦にもとづいて知事によつて任名される。委員会の第一回年次報告書によれば、検討された事項は、判決の相互強制、規則 (regulation) の整理・公布・併合および修正、公共信託受託者 (Public trustee) の事務所の創設などに関しており、家庭裁判所の問題⁽¹²⁾は含まれていない。

- (1) Revised Statutes of Nova Scotia. 1967. No. 1. pp. 1557—1560.
- (2) Fraser, Family court in Nova Scotia. U. T. L. J. vol. 18. p. 164. 1968.
ノバ・スコシニア州には七つの郡裁判所 (County court) があり、それぞれ一つないし三つの郡をその管轄区域としてい
る。ケープ・ブルトン郡は第七管区に属してゐる。
- (3) Fraser, op. cit. pp. 164—165.
- (4) Fraser, op. cit. p. 165.
- (5) Fraser, op. cit. p. 166.

- (9) Fraser, op. cit. p. 166.
- (7) Fraser, op. cit. pp. 167—168.
- (8) 村井「カナダ各州の離婚法小史」神戸学院法学十四卷一号一六頁—一八頁。Reville, The Divorce Act Annotated, p. 11. 1973.
- (9) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学九卷二〇三号一八〇頁。
- (10) Martindale-Hubbell, Law Directory, vol. VII, p. 3186. 1980.
- (11) Fraser, op. cit. p. 170.
- (12) いろいろな事情とていふは、Skene, The Nova Scotia Law Reform Advisory Commission: An Early Appraisal, Dalhousie L. J. vol. 2, pp. 201—210.

第三章 プリンズ・エドワード島州

一八三三年に離婚裁判所 (Divorce Court) が創設されたが、一九四五年にいたるまで、そこで適用されるべき手続上の細かい規定がされていない。これも当州において離婚事件がほとんどないため、必要が認められなかったのではないかと推測される。⁽¹⁾ 一九六八年七月二日より施行されたカナダ全土に統一的な離婚法の第二条によれば、当州の離婚管轄権は地方裁判所 (Supreme Court) に付与されている。⁽²⁾ さらにその後、一九七五年五月二日には、同年法第二十七章に地方裁判所再構成法 (The Supreme Court Reorganization Act) へわづらふきは「郡裁判所を廃止し、郡裁判所の管轄権を地方裁判所に移し、かつ地方裁判所を再構成するための法律」⁽³⁾ が制定された。

同法第二条によれば、地方裁判所は一名の首席判事と六名の他の判事によって構成される。また、第十一条一項によれば、これまでの地方裁判所、衡平法控訴裁判所、遺言検認裁判所および郡裁判所はここに統合されて、地方裁判所 (Supreme Court) という単一の裁判所となった。そして、第十六条一項により、新しく不動産部 (Estate division) 、家事部 (Family division) および一般部 (General division) が設けられた。このうち家事部の管轄事項は同条三項に十八項目が列挙されている。主なものは次のとおりである。

- ① 婚姻の方式
- ② 婚姻の解消
- ③ 裁判別居および別居命令
- ④ 婚姻財産に関する訴訟
- ⑤ 配偶者権の回復 (Restitution of Conjugal Right)
- ⑥ 婚姻詐称 (Falsestatement of Marriage)
- ⑦ 養子縁組
- ⑧ 少年非行
- ⑨ 夫婦間および家族の不法行為

これによってもわかるように、当州において、一九八四年現在までのところ、家庭裁判所という名称の裁判所は設けられていないが、その管轄事項からみても、地方裁判所の家事部が少年事件および離婚を含む家事事件につい

て、実質的には家庭裁判所の役割を充分に果しているのが実情ではないかと思われる。

(1) 村井「カナダ各州の離婚法小史」神戸学院法学十四卷一号二六頁—二八頁。

(2) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学九卷二〇三号一八〇頁。

(3) The Acts of the General Assembly of Prince Edward Island, 1975, pp. 85—95.

第四章 ニューブランズウィック州

一九六〇年法の第三十七章を成す「離婚および婚姻訴訟事件に関する法律を修正する法律」の第一条によって、「離婚および婚姻訴訟事件裁判所」(Court of Divorce and Matrimonial Causes)が離婚裁判権を行使しており、その後、数回の改正の結果、一九五二年法の第六十三章に「離婚裁判所法」が制定されたけれども、裁判所の名称が変更されることはなかった。⁽¹⁾ところが、一九六八年七月二日以降、連邦の離婚法が施行され、その第二条によれば、ニュー・ブランズウィック州では地方裁判所(Supreme Court)の事実審理部(Trial division)に離婚管轄権が付与された。⁽²⁾一九七三年現在の裁判所法(The Judicature Act)の第二条によれば、地方裁判所は控訴部(Appel Division)と女王座部(Queen's Bench Division)によって構成されており、⁽³⁾離婚管轄権は首席判事と他の六名の判事によって女王座部で行使されている。⁽⁴⁾したがって、一八六〇年以来、存在を続けている「離婚および婚姻訴訟事件裁判所」は、一九六八年七月二日以降、離婚管轄権を失ったことにならう。他方において、一九七三年現在の州裁判所法(The Provincial Court Act)の第十一条二項によれば、同裁判所の家事部(Family

division) は、未婚の両親の子供に関する法律、児童福祉法、遺棄された妻子の扶養法、婚姻法、社会福祉法、等々にもとづく事項について管轄権を行使する。そして、さきに見たノバ・スコシニア州の場合と同様に、州裁判所家事部は、連邦の非行少年法の意味における少年裁判所とされている。つまり、当州で離婚事件は「離婚および婚姻訴訟事件裁判所」から地方裁判所の女王座部へ、他の家事事件および少年事件は州裁判所家事部へというように、その管轄裁判所を異にしており、家庭裁判所とよばれる裁判所はまだ存在するにいたっていない。

このような時期に、さきに第一章で指摘したとおり、一九七七年の連邦の立法は、三年間のパイロット・プロジェクトとして、統一家庭裁判所の開発を許可するにいたった。これに応じてオンタリオ、サスカチュワン、ニュー・ブランズウィックおよびニュー・ファンドランドの四州は、パイロット・プロジェクトの設立について連邦政府と協定した。⁽⁶⁾ ニュー・ブランズウィック州を除く他の三州は、のちにみるように、これを機会に統一家庭裁判所法を制定する運びとなったが、当州がこの協定にもとづいてどのような行動をとったのか、一九八四年現在までのところ、明らかでない。

- (1) 村井「カナダ各州の離婚法小史」神戸学院法学十四卷一号二一頁—二四頁。
- (2) Reville, *The Divorce Act Annotated*, p. 10, 1973
- (3) *Revised Statutes of New Brunswick*, vol. III, p. 5, 1973.
- (4) *Martindale-Hubbell. Law Directory*, vol. VII, p. 3150, 1980.
- (5) R. S. N. B. op. cit. pp. 1—4.
- (6) Millar and Baar, *Judicial administration in Canada*, p. 89, 1981.

第五章 ニューファンドランド州

ニュー・ファンドランドは一八三二年にはじめてイギリス法を継受したが、当時のイギリスでは教会裁判所が別居のみを認め、貴族院が立法離婚を扱うという二元的な状態にあった。⁽¹⁾その後、一九四九年四月一日にカナダ自治領―連邦に加入したが、それ以前には他の沿海諸州とちがって、固有の離婚法を制定することはなかったし、加入後はそれを制定する権限自体を失うことになった。⁽²⁾その結果、ニュー・ファンドランド州において、裁判所に離婚管轄権はなく、別居判決を云渡す権限が認められているにすぎない状態が継続していた。やがて一九六八年七月二日より施行された連邦の離婚法によって、地方裁判所(Supreme Court)にはじめて離婚管轄権が付与された。地方裁判所は事実審理部(Trial division)および控訴部(Appeal division)に分れ、首席判事と三名の陪席判事によって構成される事実審理部が離婚管轄権を行使することになったわけである。だが、それ以前の一九五一年に「家庭裁判所法」⁽³⁾(The Family Court Act-An Act to provide for the Establishment of Family Courts)が制定されていた。第六条には家庭裁判所の管轄権を定めている。それによれば、①児童福祉法にもとづく事件、②通学督励法にもとづく事件、③夫婦相互間の犯罪、親または保護者が子供に対して犯した罪に関する事件、④家庭生活に関する犯罪を含む事件、等々がそれに属している。⁽⁶⁾ここに離婚事件が出てこないのは当然のことであろう。さらに第十一条において、家庭裁判所の判事は、児童福祉法のもとでの児童の養子縁組に関して、少年裁判所の判事としてのすべての権限を有し、また第十三条では、家庭裁判所において審理されるすべての少年犯罪者の事件は、

少年法の規定に従って審理され、かかる事件のために、家庭裁判所は少年裁判所としてのすべての権限を行使するものと定めている。つまり、離婚事件は地方裁判所の事実審理部が管轄権を有し、離婚以外の家庭に関する事件、とくに児童・少年を含む事件は家庭裁判所の管轄に属することになる。

ところで、ニュー・ファンドランド州もさきにみたニュー・ブランズウィック州と同様に、連邦の立法が一九七七年に三年間のパイロット・プロジェクトとして統一家庭裁判所の開発を許可したのに応じ、連邦政府とプロジェクトの設立について協定した。⁽⁷⁾そして、早速、一九七七年五月十七日には、「統一家庭裁判所の創設に関する法律」⁽⁸⁾ (An Act respecting the creation of a Unified Family Court) によって、統一家庭裁判所を設けるにいたっている。第三条をみれば、本法の目的を次のように明示している。すなわち、「本法の目的は、パイロット・プロジェクトとして、家族に関する事項について、判決を云渡す役割に加えて、これが可能な場合には、一個の存在としての家族単位を維持するという建設的な仕事を含む予防的または治療的な機能を営み、これが不可能な場合には、人情味があり、しかも建設的な解決方法を提供する、包括的な統一的管轄権を有する特別裁判所を創設することにある」。続いて第四条では、この裁判所が地方裁判所 (Supreme Court) の一部であることを明らかにし、さらに第七条に管轄事項を列挙している。

- ① 婚姻の挙式
- ② 婚姻の解消および無効
- ③ 裁判別居および別居命令

- ④ 差止命令 (injunction)、分割 (partition) およびセトルメントを含む夫婦財産に関する訴訟
 - ⑤ 配偶者権回復 (restitution of conjugal right)
 - ⑥ 死亡による扶養家族の救済
 - ⑦ 婚姻、嫡出および準正の効力を含む身分の宣言 (declaration of status)
 - ⑧ 遺棄された配偶者のための保護命令を含む扶助料 (alimony) および夫婦間の扶養料 (maintenance)
 - ⑨ 父を決定する手続 (affiliation proceedings) および合意を含む子供の扶養料
 - ⑩ これらの命令の相互的強制を含む扶助料および扶養料支払命令の強制
 - ⑪ 監護および面接
 - ⑫ 養子縁組
 - ⑬ 扶養義務不履行または夫婦間の虐待、登校および放置された児童に関する刑法典またはどれかの制定法のもとの告訴 (charges) または手続
 - ⑭ 右に関する刑法典のもとの告訴および手続を含む少年非行
 - ⑮ 身体および財産の保護
 - ⑯ 夫婦間および家族間の不法行為
 - ⑰ どれかの法律により、またはその法律のもとで統一家庭裁判所の管轄権の範囲内とされるその他の事項
- 右のように、新しく設立された統一家庭裁判所は、離婚を含む広範囲な管轄権を行使することになるが、さらに

第十九条ではいわばモニター機関として、五名以上、十名以下の人数で構成される統一家庭裁判所委員会 (The Unified Family Court Committee) を設けている。委員会は裁判所を指導し、裁判所の運営および機能に関して州の法務長官に勧告するものとされている。なお、委員は州の副知事の承認を得て法務長官によって任命され、そのうち五名は次のような顔ぶれで構成される。すなわち、州法律協会のメンバー一名、州政府の法務省の代表者一名、同じく社会奉仕省の代表者一名、公衆の代表者二名、合計五名である。統一家庭裁判所法はここニュー・ファンドランド州を含めていくつかの州で設けられるにいたったが、モニター機関として右のような委員会を作ったのはほかに見当たらない。

なお、一九七七年の連邦の立法が三年間のパイロット・プロジェクトとして、統一家庭裁判所の開発を許可していたため、右にみた「統一家庭裁判所の創設に関する法律」も第二十三条において、本法は施行の日より三年を経過するか、または宣言 (Proclamation) によって定められるそれより前の日に効力を失うことを原則とする。ただし、例外として、かかる日に先立つ議会 (House of Assembly) の決議によって、本法が決議の中で定められた日まで効力を有する旨を命じるときはこの限りでないとし、三年を越えて存続することも予想している。その後、一九七九年六月二十日の「統一家庭裁判所法を改正する法律」(An Act to Amend the Unified Family Court Act) は右の点について何も触れていないし、一九八二年現在までのところ、新しい規定はないし、例外的な宣言または決議があったかどうか、明らかでない。

(1) 村井「カナダ各州の離婚法小史」神戸学院法学十四巻一号六頁。

- (2) 村井・前掲論文七一頁。
- (3) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学九卷二・三号一八〇頁。
- (4) Martindale-Hubbell, Law Directory, vol. VII, P. 3169, 1980.
- (5) Revised Statutes of New foundland, 1970, vol. III, pp. 1959—1962.
- (6) 森田宗一「カナダにおける家庭裁判所の成長」家裁月報七卷四号一〇頁。
- (7) Millar and Baar, Judicial administration in Canada, p. 89, 1981.
- (8) Statutes of New Foundland, 1977, pp. 574—581.
- (9) Statutes of New Foundland, 1979, pp. 30—33.

第六章 ケベック州

マベック州では一八六六年八月一日より「ローワー・カナダ民法典」(The Civil Code of Lower Canada)が施行され、第一八五条には、「婚姻は当事者の一方の自然死(Natural death)によってのみ解消されることができ⁽¹⁾る。双方が生存中は、それは不解消である」として、婚姻不解消の原則を宣言しており、裁判所によるいわゆる絶對離婚は認められず、連邦議会の私立法による立法離婚の道しかなかった⁽²⁾。それ以降、最近にいたるまで、全体としての家族問題について、当初の規定は比較的少しか修正を加えられていないし、追加的な立法もほとんどなかった。その理由として種々あるが、要するにケベックの社会の心理状態が圧倒的にローマ・カトリックであること、ある種の構造上の不安定性および民法典の本質・構造を修正することに関するケベックの長期にわたる保守主

義を数えることができるといわれる⁽³⁾。だが、このような事情は約一世紀を経て、一九六八年七月二日より連邦の離婚法がカナダ全土に施行されることによって一変するにいたった。

これに先立ち、ケベック州議会は一九五五年に民法典改正検討事務局 (The Civil Code Revision Office) を設け、さらに翌一九五六年にはポール・アンドレ・クレポー教授 (Paul-Andre Crepeau) を議長に指名したことに よって改正事業が促進され、三〇回に及ぶ委員会の報告書 (イェロー・レポート) が刊行されている。一九六〇年には彼による報告書が新しい民法典の最終草案とされるべきことも決定しており、一九七八年六月二〇日に報告書が議会に提出された⁽⁴⁾。これにもとづいて、一九八〇年十二月九日に同年法の第三十九章として、「新民法典を創設し、かつ、家族法を改正する法律」(An Act to establish a New Civil Code and to reform Family Law) が制定された。同法は第一条において、ロワー・カナダ民法典に代わる新しい民法典を制定するに当り、まず家族法の分野について、第二巻を「家族」と題して、第四〇〇条ないし第六五九条の新しい規定を作成した。第一編「婚姻」、第二編「離婚」、第三編「親子関係」、第四編「扶養義務」そして第五編「親権」へと続いている。

第一編「婚姻」の第九章は「婚姻の解消」(Dissolution of Marriage)として、第五三七条に、「婚姻は配偶者の一方の死亡または離婚 (divorce) によって解消される」旨を定め、旧第一八条の婚姻不解消主義を捨て、民法典にはじめて離婚の文言が現われた。次いで第二編は「離婚」と題し、第五三八条ないし第五七一条にこれまで見られなかった新しい、しかも詳細な規定を設けている⁽⁵⁾。

ところで、一九六八年の離婚法が制定された直後、ケベック州では、離婚の数が一九七一年から一九七五年にか

けて約二七〇パーセント、一九七四年から一九七五年にかけて十三・八パーセント、それぞれ増加している。

一九七一年 五・二〇三件

一九七二年 六・四二六件

一九七三年 八・〇九六件

一九七四年 一二・二七二件

一九七五年 一四・〇九三件

いかえれば、毎年、人口十万人当り、二二七・八人が離婚したことになる⁽⁸⁾。かかる現象が現われた原因として、さきに序章にみたような種々の理由も考えられるが、とくにケベック州においてはこれまで離婚が全く認められていなかっただけに、新しい離婚法の影響が大きかったのではなからうか。

さて、一九六八年の離婚法、一九八一年の民法典と重要な法改正が続いたけれども、ケベック州での離婚管轄権はどうなったのであろうか。

一九六八年の離婚法の第二条⁽⁹⁾によれば、同法でケベック州における裁判所とは控訴裁判所 (Superior Court) を意味する旨を規定した。この規定は、ケベック州の知事が副知事の勧告にもとづいて、控訴裁判所が同州における離婚管轄権を有する旨を宣言する布告を発する権限を与えている。そして、この布告が発せられるまでは、ケベック州のための離婚管轄権は連邦の財務裁判所・離婚部 (Divorce division of the Exchequer Court) が有する⁽¹⁰⁾とされている。右の趣旨の布告が発せられた時期は明らかでない。このような経過をたどって、控訴裁判所が離婚

裁判権を行使することになったが、そのほかにケベック州には家庭裁判所 (Family Court) とよばれる裁判所は存在しない。しかし、その役割を果すものとしてすでに一九五〇年に特別な「社会福祉裁判所」(The Social Welfare Court) が設けられていた。⁽¹¹⁾ この裁判所の管轄権の内容は次のとおりである。

- ① 少年院法の規定にもとづいて少年を少年院に收容すること
- ② 老令年金法 (The Old-age Pension Act) の規定する調査事項
- ③ 公共慈善法 (The Public Charity Act) 第二十四条—貧困者を保護施設に收容すること
- ④ 精神病患者監護法 (The Custody of psychiatric patient Act) により精神病患者を拘禁または釈放すること
- ⑤ 養子縁組法
- ⑥ 十八才未満の児童少年の市条例違反事件
- ⑦ 非行少年の更生ならびに好ましくない個性環境のゆえに道徳的・身体的危険に陥っている児童の保護、放任された児童の保護に対する協力

⑧ 夫婦間の紛争、親と子の間のあつれきの調整⁽¹²⁾

要するに、少年非行および児童福祉を中心とする事項について、制限的な管轄権を行使するわけであるが、第二六六条(8)には、「彼(判事)は、そのように要求されるとき、夫婦間または親子間のどのような紛争についても、調停者 (Moderator) として行動するものとする」旨を定めており、これは判事の役割を定める規定としては異例のものといえよう。このような次第で、離婚に関する管轄権は有しないが、少年を含む家庭に関する事件を扱う社

会福祉裁判所は、実質的にみて家庭裁判所としての責任を負っているものと思われる。

- (1) 村井「カナダ各州の離婚法小史」神戸学院法学十四卷一号三五頁—三六頁。
- (2) 村井・前掲論文三五二頁—三三七頁。
- (3) Brierley, Husband and Wife in the Law of Quebec, D. Mendes da Costa, Q. C. Studies in Canadian Family Law, vol. 2, p. 797, 1972.
- (4) 下記の事情は Slayton, Law Reform in Quebec: A Cautionary Note, Dalhousie L. T. vol. 2, p. 475, 1975—76; Connell-Thouez and Knoppers, Contemporary trends in Family Law, A National Perspective, p. 281, 1984.
- (5) Statutes of Quebec, 1980, pp. 389—437.
- (6) Statutes of Quebec, 1980, p. 409.
- (7) Statutes of Quebec, 1980, pp. 410—414.
- (8) Deckert and Langeffier, Latest Divorce phenomena, J. of Divorce, vol. 1, p. 381, 1978.
- (9) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学九卷二・三号一八〇頁。
- (10) Azard et Brisson, Droit Civil Quebecois, Tome 1, p. 234, 1971; Payne, The Divorce Act (Canada) 1968, Alberta L. R. vol. 7, p. 37, 1969.
- (11) Allard, Family Court in Canada, D. Mendes da Costa, Q. C. op. cit. vol. 1, p. 5, 1972.
裁判所法 (The Court of Justice Act) のなかの第一〇九条—第一二四条がこの裁判所について規定を設けている。
- (12) 森田宗一「カナダにおける家庭裁判所の成長」家裁月報七卷四号九頁—一〇頁。

第七章 オンタリオ州

カナダにおいて最も歴史が古く、かつ最も進んだ家庭裁判所は、オンタリオ州最大の都市であるトロントに一九一二年に設けられた家庭裁判所 (Family Court) といわれる。もっとも、当初から家庭裁判所という名称がついていたわけではない。この裁判所は当初、非行少年および放任児童 (Neglected Child) に関する事件を扱っていた。⁽¹⁾その後、州議会において、一九一六年法第五十四章の「少年裁判所に関する法律」(An Act respecting Juvenile Court) によって少年裁判所が設けられ、同法は一九二七年法第三十三章⁽²⁾にうけつがれている。その第二条によれば、すべての市、町、都または自治体に少年裁判所を設けるものとし、第四条には、これらの少年裁判所は連邦の一九〇八年の非行少年法のための少年裁判所とされている。その後、一九三四年法第二十五章で四月三日には、「少年裁判所法を改正する法律」⁽³⁾によって、少年裁判所は「少年家庭裁判所」(Juvenile and Family Court) と改称された。従来の少年裁判所の判事および職員は、新しい裁判所に任命され、彼等の固有の管轄権も拡大された。これらの管轄権は次に列挙する法律にもとづいている。⁽⁴⁾

- ① 少年・家庭裁判所法
- ② 児童福祉法
- ③ 児童扶養法
- ④ 学校管理法

⑤ 未成年者保護法 (The Minor's Protection Act)

⑥ 遺棄された妻および児童扶養法 (The Deserted Wives and Childrens' Maintenance Act)

⑦ 扶養料支払命令相互強制法 (The Reciprocal Enforcement of Maintenance Orders Act)

⑧ 親に関する法 (The Parent's Act)

右にみたものは州法であるが、さらに二つの連邦法のもとの管轄権を有している。

① 非行少年法

② 刑法典 (少年、家族に関する犯罪)

トロントの少年・家庭裁判所は当初、二人の訓練をうけていない職員によって運営されていたが、一九六四年五月には、十五人の高度に訓練をうけたソーシャル・ワーカーへと実質的に発展している。同年には毎月約四〇〇件の照会がインテーク係 (Intake personnel) によって受理された。そして、裁判所にやってきた人々の約九〇パーセントは、カウンセラーの手助けによって、全く訴を提起することなく、また提起したとしても、判事の面前に出頭する前に取下げることによって彼等の紛争を解決した旨が報告されている。

また、別の資料によれば、一九六三年にトロントの家庭裁判所を利用する一・〇〇〇人について調査したところ、裁判所に助けを求める平和的な家庭の横顔をはっきりみることができるとする。すなわち、平和的な夫婦はおよそ、それぞれ三十四才と三十二才であり、彼等が裁判所に助けを求めるのに充分な理由とする家庭の紛争が生じるまでに七年間、結婚生活をしていたことを示している。彼等には二人の子供があり、一年に少くとも五・〇〇〇ドルは嫁い

である。三家庭のうち一家庭は、アルコールの使用をめぐる苦情をもっており、……六家族のうち一家庭は、⁽⁶⁾社会事業 (Social agency) の世話になっており、四人のうち一人は働いているという事情が明らかにされている。このような横顔から、カナダの家庭裁判所がなげえに、ときとして「貧乏人の離婚裁判所」(poor man's divorce court) とよばれてきたのか、容易に理解することさえできるといわれる。⁽⁷⁾

それから数年を経たとき、一九六八年法第一〇三章によって州裁判所法⁽⁸⁾ (The Provincial Court Act) が制定された。同法によれば、州裁判所は刑事部 (Criminal division) および家事部 (Family division) に分けられ、前者については第十四条ないし第十六条、後者については第十七条ないし第二十六条に規定されている。そして、刑事部は刑事事件を扱うマジストレート裁判所の管轄権を引き継ぎ、判事はマジストレートまたは治安判事としての権限が付与され、また家事部は少年・家庭裁判所の管轄権を完全に引き継いでいる。⁽⁹⁾ なお、刑事部および家事部はすべての郡および区に設けられている。

ところで、オンタリオ州における離婚管轄権は、これらと全く別個の事情を示している。一八六七年七月一日に連邦を形成して以来、オンタリオ州には離婚事件について管轄権を有する裁判所は存在しなかった。このことは、同州で最初に裁判所が設立された当時、イギリスでは教会裁判所が婚姻事件の管轄権を行使しており、別居しか許されていなかったことに由来している。⁽¹⁰⁾ 離婚の目的を達成する方法として、ニュー・ファンドランド州およびケベック州と同様に、連邦議会の立法離婚によるしかなく、連邦形成以来、三十二年間に四十五件あったという。⁽¹¹⁾ その後、連邦議会によって制定された一九二五年法第一七六章の「婚姻および離婚に関する法律」(An Act respecting

Marriage and Divorce) 一九三〇年法第十五章の「離婚訴訟手続の管轄権に関する法律」(An Act respecting Jurisdiction in Proceedings for Divorce) は、いずれもオンタリオ州の住民に無関係な規定であった。だが、一九三〇年法の第十四章に制定された三カ条から成る「婚姻解消および取消をオンタリオ州のために規定する法律」⁽¹⁴⁾ (An Act to provide in the province of Ontario for the Dissolution and Annulment of Marriage) は第二条において、オンタリオ州に一八七〇年七月十五日現在のイギリスの離婚および婚姻取消に関する法律を導入した。連邦法がここではじめて、オンタリオ州に離婚法を導入したわけであって、その実質的な内容は、イギリスにおいて一八七〇年七月十五日までの間に修正をうけた一八五七年八月二十八日の「離婚および婚姻訴訟事件法」(The Divorce and Matrimonial Causes Act) にほかならない。⁽¹⁵⁾ 続いて第三条は、離婚事件の管轄権を地方裁判所 (Supreme Court) に付与してゐる。

かくして、一九三〇年以降、夫は妻の姦通を理由に離婚の訴を提起できるし、妻は夫の単なる姦通、強姦、男色または獣性を離婚原因として主張することができる。また、それが制定された当時はオンタリオ州の住民に無関係であった旨をさきに指摘したが、連邦の一九三〇年の「離婚訴訟手続の管轄権に関する法律」によって、夫に遺棄された妻は右に列記した四つの原因のいずれかを理由に離婚判決を請求できるわけである。さらに、一九三一年四月二日にはオンタリオ州議会により、同年法の第二十五章として九カ条から成る「地方裁判所に離婚訴訟について一定の権限を付与する法律」⁽¹⁶⁾ (An Act to confer upon the Supreme Court certain powers in Actions for Divorce) が制定された。これには、さきの連邦法に含まれなかつた夫より妻に対する扶助・扶養料の支払、妻の

ための財産セトルメント、子の監護、離婚後の妻の身分および手続上の諸規則が定められている。そして、一九六八年の離婚法は第二条において、オンタリオ州の離婚管轄権を地方裁判所の事実審理部に付与したわけである。⁽¹⁷⁾

- (1) 森田宗一「カナダにおける家庭裁判所の成長」家裁月報七卷四号十七頁。
- (2) Statutes of the province of Ontario. 1927. pp. 306—309.
- (3) Statutes of Ontario. 1934. p. 60.
- (4) Reagh, The Need for a Comprehensive Family Court system. U. B. C. L. R. vol. 5. p. 28. 1970.
- (5) Reagh, op. cit. p. 28.
- (6) Reagh, op. cit. p. 33.
- (7) Reagh, op. cit. p. 33.
- (8) Revised Statutes of Ontario. 1967. pp. 685—692.
- (9) The Historical development of the Family Court in Ontario. p. 7. 1970.
- (10) Courts for the trial of Matrimonial Causes. C. L. T. vol. XLIX. No. 3. p. 41. 1913.
- (11) Divorce, C.L.T. vol. XXXVII. p. 486. 1901.
- (12) 村井「カナダの連邦および諸州の法律」神戸学院法学十二卷三号一九〇頁—一九二頁。
- (13) 村井・前掲資料一九二頁。
- (14) 村井・前掲資料一九二頁—一九三頁。
- (15) このような事情については、村井「カナダ各州の離婚法小史」神戸学院法学十四卷一号四七頁—五一頁。
- (16) Statutes of the province of Ontario. 1931. p. 91.
- (17) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学九卷一〇三号一八〇頁。

右にみた州裁判所および地方裁判所を含め、オンタリオ州において家族法を運用する裁判所は五つ存在している。それぞれの行使する重要な権限の内容は、次のとおりである。

一 州裁判所家事部 (Provincial Court-Family division)

離婚、婚姻取消、養子縁組を除いて、重要な領域の大部分を取り扱っている。⁽¹⁾ 一九六八年にマジイストレート裁判所に代えて設けられたものであつて、⁽²⁾ まず刑法典のもとでの犯罪について管轄権を有している。児童に対する違法行為、児童および成年の扶養家族の生活必需品を供給しないこと、普通暴行、家族を含む身体的害悪の恐怖がそれであるが、被告人が陪審による裁判を選ぶときは、この限りでない。⁽³⁾ さらに裁判所は、州裁判所法および非行少年法の規定にもとづいて、少年非行についても管轄権を有している。⁽⁴⁾

一九七八年三月三十一日に「家庭法改正法」⁽⁵⁾ (The Family Law Reform Act) が施行されたため、州裁判所家事部の管轄権に根本的な変化が生じた。すなわち、「遺棄された妻および児童の扶養法」のもとで以前に裁判所がもっていた管轄権は、これらの妻および児童のために扶養命令を発し、かかる命令に付随する監護および面接命令に制限された。なお、州裁判所は、児童福祉法第二部のもとで保護の必要があるとき、監督または保護命令を発したり、もしくは児童福祉法第三部のもとで、養子命令についても管轄権を行使する。⁽⁶⁾

二 郡裁判所および区裁判所 (County and District court)

この裁判所の判事は、地方裁判所の地方判事 (Local judge) として、離婚、離婚訴訟に付随する救済としての一時的または永続的な配偶者および児童の扶養・監護に関する管轄権を有している。家族財産、扶養者の監護・面

接、扶養家族の扶養、婚姻家庭の保持および差止命令 (restraining order) に関して、家族法改正法のもとでの広い権限を行使する。なお、死亡の推定、婚姻法 (The Marriage Act) のもとで婚姻挙式に関連して生じる親の同意に関する事項について、決定的な権限がある。家族法改正法の第五部のもので、事故にもとづく扶養家族の損害賠償請求は、金額による管轄権に従って、郡・区または地方裁判所に提起することができる。⁽⁷⁾

ところで、すべての郡および区に少くとも一つの州裁判所家事部があり、一九六七年には七十二名の判事がいたが、わづか二十一名が専任の家庭裁判所判事であった。その後、一九七六年には七十二名のうち五十九名が専任の判事となっていたという。このような変化は、家族法における専門化への傾向をはっきり示している。そのうえ、最近ではこの裁判所に任命されるすべての人が法律家であり、一般に彼等はある程度、家庭事件の手續に熟練しているか、その経験を積んだ人々で占められている。⁽⁸⁾

三 検認・後見裁判所 (Surrogate Court)

不動産に関する手續において、通路 (access) の保護または子供の財産の管理に関して争いが生じるとき、検認・後見裁判所は児童法改正修正法 (The Children's Law Reform Amendment Act) のもとで支払命令を発し、また相続法改正法 (The Succession Law Reform Act) 第五部のもとで、裁判所には死者の財産によって扶養家族を扶養すべく命令する権限がある。⁽⁹⁾

四 地方裁判所・事実審理部 (Supreme Court-trial division)

地方裁判所・事実審理部は二つの開廷期間に分けられる。高等裁判所開廷期間 (High Court sitting) および婚

姻訴訟事件開廷期間 (Matrimonial causes sitting) がそれである⁽¹⁰⁾。この区別は統轄する判事の資格によつてゐる。前者は地方裁判所に任命された判事が統轄し、後者は郡裁判所判事が、離婚法のもとで、地方裁判所の地方判事として手続を審理することができるための手段として、各郡および区に設けられたものである⁽¹¹⁾。具体的な管轄権の内容について、二つの開廷期間の間に何の差異もなく、それぞれ同じ救済を与えることができる。したがつて、原告は、事件の手続を地方判事の面前で婚姻訴訟事件開廷期間で行うか、地方裁判所の判事の面前で高等裁判所開廷期間で行うかを選択することができる。訴状のなかでいずれかを申立てるならば、申立に従つて手続が行われることになる⁽¹²⁾。

ここで両者の管轄権の内容をみれば、離婚法のもとで扶助料・扶養料および監護に関する付随的な事項を含んでおり、家族法改正法のもとで、すべての家族および非家族の財産、婚姻家庭の選定と保持、扶養家族の扶養および致命的な事故は、この裁判所の権限に属している。また、児童法改正修正法によつて、監護請求についても同様であるし、婚姻無効(取消)法 (The Annulment of Marriage Act) によつて婚姻の取消について専属的な管轄権を行使する。なお、児童法改正法のもとで、父性および母性を宣言することができる⁽¹³⁾。

右にみたとおりに、オンタリオ州において、家族に関連する事項を含んだ法律を實際に運用する裁判所がいくつか並んで存在しており、各裁判所は判事が連邦によつて任命されか、州によつて任命されるかのちがひがあり、素人にとつて、各裁判所の行使する権限の内容が複雑であつて理解しにくいし、しかもときにはそれが重複している分野もはつきりみうけられる。一つの争点をめぐる問題を最終的に解決するために、いわゆる裁判所めぐり⁽¹⁴⁾ (Forum

Shopping)が必要となるのもこのような事情に由来して、いよう。そこで、かかる不便・不合理を少しでもなくする目的から、裁判所の機構および家族法に関する手続について、オンタリオ州では過去十年來、現実的な改革のための提案がなされていた。オンタリオ法律改正委員会 (Ontario Law Reform Commission) により、家族法の全領域について報告し、勧告するよう設けられたプロジェクトである家族法研究会 (Family Law Study) は、一九六八年にいたり、包括的な裁判所の体系を創設することによって、現在の断片的な裁判所管轄権を再構成するように提案した。⁽¹⁵⁾これをうけた法律改正委員会は、一九七四年の報告書のなかで、すべての家族法の事項について専属的な固有の管轄権を行使することのできるオンタリオ家庭裁判所を設けるべきことを提案した。これがいわゆる統一家庭裁判所 (Unified Family Court) にほかならない。

これとは別の提案によれば、すべての家族関係の事項は、便宜上、家族関係裁判所 (Domestic Relations Forum-D.L.F.) とよぶ一つの裁判所で処理され、現存する家庭裁判所はこの新しいタイプの裁判所に転換されるべき旨を示唆する。そして、この裁判所は離婚、配偶者および子供の扶養料、児童の監護・面接・養子縁組、父の決定の手続、すべての夫婦財産に関する事項、そしてその命令および判決の執行について管轄権をもつべきであると提供している。⁽¹⁶⁾

このような事情のもとで、すでにいくども指摘したとおり、一九七七年の連邦の立法は、三年間のパイロット・プロジェクトとして統一家庭裁判所の開発を許可するにいたった。これにに応じてサスカチュワン、ニュー・ブランズウィック、ニュー・ファンドランドおよび当面のオンタリオの四州は、プロジェクトを設けることについて連邦

と協定した。⁽¹⁷⁾ その結果、オンタリオ州において、離婚を含むすべての家族法に関する事項について専属的な管轄権を行使する統一家庭裁判所がハミルトン・ウエントワース (Hamilton-Wentworth) 裁判管区に創設されることになった。これは一九七六年に制定され、一九七七年六月より施行された二十四カ条から成る「統一家庭裁判所を設立するための法律」⁽¹⁸⁾ (An Act to establish the Unified Family Court) にもとづくものである。しかし、この裁判所は試験的な事業⁽¹⁹⁾「パイロット・プロジェクト」であって、永久的なものではなく、第二条によってハミルトン・ウエントワース裁判管区のみ⁽¹⁹⁾に設けられ、しかも第二十四条では一九八二年六月一日に廃止されるものと予定されていた。また、この裁判所を統轄する判事として、第三条の(一)によれば、地方裁判所の地方判事および遺言検認裁判所の判事であり、州裁判所・家事部の判事の管轄権を行使する権限を有する郡裁判所の判事または下級判事 (Junior Judge) であることを要求している。つまり、さき⁽¹⁹⁾にみたカナダ法律改正委員会の勧告の趣旨に沿い、連邦によって任命された郡裁判所の判事を採用することによって、問題に一応の解決を与えたことになる。さらに、裁判所の管轄権の内容として、第三条の(三)に指摘される別表 (Schedule) によれば、次のとおりである。⁽¹⁹⁾

- ① 婚姻無効 (取消) (オンタリオ・連邦) — 全部
- ② 児童福祉法 — 第二、三部
- ③ 児童寄宿舎法 (The Children's Boarding Home Act) — 第十条
- ④ 離婚法 — 全部
- ⑤ 教育法 (一九七四年) — 第二九条、三十条

- ⑥ 家族法改正法（一九七七年）—全部（第四部を除く）
- ⑦ 未成年者法（The Infant Act）—全部
- ⑧ 非行少年法—全部
- ⑨ 婚姻法（一九七七年）—第六條、九條
- ⑩ 未成年者保護法—全部
- ⑪ 扶養命令相互執行部—全部
- ⑫ 少年院法（The Training School Act）—第九條

つまり、統一家庭裁判所の管轄権の内容は、離婚をも含め、家族に関する事項についてかなり包括的なものといふことができよう。州裁判所・家事部から二名の判事が連邦によって統一家庭裁判所の判事として任命されたが、彼等を州によって任命することは断念されたといわれる。⁽²⁰⁾

統一家庭裁判所が創設されるに先立って、地方裁判所における手続ないし組織に重要な変更のあったことを見逃すことはできない。その一つは、地方裁判所が婚姻事件を処理するための手続として、一九七五年九月にリーフ（Leaf）判事によって「審理前の協議」（Pre-trial Conference）が導入されたことがある。⁽²¹⁾ もともと、家庭の紛争を処理するための法律および手続には多くの「非効率」に、「不調和」そして「短所」が存在し、多くの費用がかかり、家族法を全面的に改正する必要が痛感されていた。しかし、そこには、さきに見たような管轄権および憲法上の問題があるため、それを解決するためには時間がかかる。しばらくの間、裁判所はできる限り現行のわく内

で有効に行動しなければならぬ。このような事情のもとで、争点を決定し、夫婦間の紛争を解決するための形式的でない手続が必要とされる。審理前の協議はこのような手続の一つなのである。⁽²²⁾ この目的を細かく分ければ、

- ㉓ 当事者間のすべての争点を決定すること
- ② 解決できた争点を除去すること
- ③ 争点を限定し、単純化すること
- ④ 答弁書を訂正する必要がある、またはそれが望ましいこと
- ⑤ 事実および書面に関して自由を得る可能性によって、不必要な証拠を避けること
- ⑥ 専門家証人の数を限定すること

⑦ いくつかの争点を資格のあるマスター (Master) に付託すること

⑧ 訴訟を処理するのに役立つ他の手段をとること

等々が数えられる。⁽²³⁾ 事件について、他の点では審理の準備ができているとき、いくつかの争点を明白にし、それを解決するために、当事者および彼等の弁護士が判事室で判事と面会する。このような協議が当事者間の紛争の解決のために積極的な効果をもつがゆえに、裁判過程の初期の段階で良い結果を収めるにちがいないと考えられた。⁽²⁴⁾ 審理前の協議が開始されたのは、離婚率が急速に上昇していたときであり、しかも約二〇〇件の家庭紛争が審理を待っていたときでもあった。一九七六年の最初の六カ月間に、裁判所は一カ月に平均二十七件を審理していた。一九七五年九月から一九七六年の六月三〇日まで、一七二日の開廷日の間に、裁判所は審理を経たのち、一〇七件を

処理した。月に約十一件ということになる。同じ期間中に、三〇一件が審理前の協議またはその結果として解決されている。一九七五年の十月半ばには、審理前の手続が成功率の高い会合であることが明らかになったといわれる。⁽²⁵⁾

右のようにして、審理前の協議が成功を収めたため、さらに、手続面への拡大が試みられることとなった。つまり、もう一つの改正として、一九七六年六月には、地方裁判所・事実審理部のなかに家族法部 (Family Law Division) が設けられた。同年九月七日に部が正式に業務を開始したとき、家族法部を設ける目的は次のように説明されていた。すなわち、訴訟当事者に対する直接の費用および税支払者に対する間接の費用を含めて、あらゆる形式における家庭の不和および論争を解決するための費用を少くすることにある。もちろん、これらすべてのことは、とにかく、正義の質または度量および社会における正義の有効性および好時機を逸することなく行われなければならない⁽²⁶⁾というのである。このようにして家族法部が設けられたことによって生じる余分の仕事を処理するため、数名の家族法委員 (Family Law Commissioner) が任命され、離婚事件に付随する救済に関する争点を調査し、報告するものとされている。⁽²⁷⁾ なお、地方裁判所・事実審理部のなかに家族法部を設けることは、州の他の場所に企てられているような統一家庭裁判所をここに設けようというのではない。このことは、これまで家族法に関する事件で事実審理部によって行使されてきた管轄権が、変更されることなく、そのまま新設の家族法部に集中されたにすぎない事実によって明白であると思われる。⁽²⁸⁾

最後に一つ付け加えておかなければならない。さきに一九七六年の「統一家庭裁判所を創設するための法律」は、

第二十四条において、該裁判所は三年を経過した一九七九年七月一日に廃止されるものと規定していたが、一九七九年にさらに三年間延長され、一七八二年七月一日に廃止が予定されていた。だが、一九八二年六月二十八日の「統一家庭裁判所法を改正する法律」⁽²⁹⁾ (An Act to amend the Unified Family Court Act) は第六条によって、さきの第二十四条を廃止してしまつた。つまり、統一家庭裁判所は当初の予定に反し、その存続期間が三年に限られることなく、その後も引き続いて管轄権を行使できることになつたわけである。試験的な事業と銘うって開始された統一家庭裁判所であるからには、かんばしくない批評をうけるならば、三年間で予定どおり廃止されたかも知れないが、右のように延命の処置をうけたのは、その存在理由が充分に立証されたからにほかならないのではないかと思われぬ。

ところで、最近にいたり、一九八四年五月一日の「オンタリオにおける裁判所の組織、作用および手続に関する法律を改訂し、かつ併合する法律」⁽³⁰⁾ (An Act to revise and consolidate the Law respecting the Organization and Proceedings of Courts of Justice in Ontario) にもとづいて、その第三部を「統一家庭裁判所」(Unified Family Court) と題し、第三十八条ないし第五十一条⁽³¹⁾ に規定を設け、既存の統一家庭裁判所に関する法律は第二二条⁽³²⁾ によって廃止されるにいたつてゐる。

(1) Fodden, Canadian Family Law, cases and materials. p. I—11. 1977.

(2) Encyclopedia Canadiana. vol. 8. p. 27. 1971.

(3) Lief, Pre-trial of Family Law in the Supreme Court of Ontario. Family Law 1983—1984. p. 350.

- (4) Lief, op. cit. p. 350.
- (5) Kronby, *Canadian Family Law*, pp. 165—198. 1981.
- (6) Lief, op. cit. p. 350.
- (7) Lief, op. cit. p. 350.
- (8) Fodden, op. cit. d. I 11.
- (9) Lief, op. cit. p. 351.
- (10) Mac Donald and Ryan, *Divorce. Family Law 1983—1984*, p. 97.
- (11) Mac Donald and Ryan, op. cit. p. 115.
- (12) Mac Donald and Ryan, op. cit. p. 115.
- (13) Lief, op. cit. p. 351.
- (14) Steinberg, *Family Law in the Family Court*, vol. I p. 63. 1981.
- (15) Baxter, *Family Litigation in Ontario*. U. of Toronto L. J. vol. XXIX. p. 1919.
- (16) Silverman, *The Family Court: A proposal for Reform*, *Chitty's L. J.* vol. 21. p. 173. 1973.
- (17) Millar and Baar, *Judicial administration in Canada*. p. 89. 1981.
- (18) Steinberg, op. cit. vol. 1. pp. 629—635.
- (19) Steinberg, op. cit. pp. 68—69.
- (20) Fodden, op. cit. p. I—14.
- (21) Baxter, op. cit. p. 199.
- (22) Fodden, op. cit. p. I—16.

- (23) Fodden, op. cit. p. 1—17.
- (24) Baxter, op. cit. p. 199.
- (25) Fodden, op. cit. p. 1—16.
- (26) Epstein, Family Law 1983—1984, p. 353.
- (27) Baxter, op. cit. p. 200.

十四カ条から成る「統一家庭裁判所における離婚手続に適用される規則」が制定されてゐる。Steinberg, op. cit. pp. 600—603.

- (28) 一九八三年十一月には、家族法部における手続のガイドとして小冊子が高等裁判所のエバンス首席判事の公認のもとに発行されてゐる。その内容を引くのは Epstein, op. cit. pp. 405—413.
- (29) Statutes of Ontario, 1982, pp. 343—344.
- (30) Statutes of Ontario, 1984, pp. 35—130.
- (31) Statutes of Ontario, 1984, pp. 54—60.
- (32) Statutes of Ontario, 1984, p. 130.

第八章 マニトバ州

マニトバ州議會は一九〇〇年から一九〇一年の会期の間、「妻の保護に関する法律」(An Act respecting the Protection of Married Women)を制定した。⁽¹⁾この法律によれば、妻は夫が、①彼女に暴行を加えた、②彼女を遺棄した、③彼女に持続的な虐待を加えた、④常習的飲酒、⑤彼女および彼女の幼児に合理的な扶養料を支払うこ

とを故意に怠り、これらの行為の結果、彼女が夫と別居するにいたったとき、これらの行為が全部または一部そこで行われた地域の郡裁判所 (County Court) に、次の規定の全部またはそのいずれかを含む命令を申請することができるものとされた。

- ① 申請者は、もはや彼女の夫と同居する義務はない。
 - ② 申請者と彼女の夫との間の婚姻による子供の法律上の保護は、十六才にいたるまで申請者に付託される。
 - ③ 夫は妻自身に対し、または妻の利益のために第三者に対し、裁判所が夫婦双方の財産を考慮して合理的と判断する金銭を、週または月ごとに支払うものとする。
 - ④ 申請者または夫もしくは双方によって、裁判所費用および裁判所が適当と判断する当事者一方の合理的な費用が支払われる。
 - ⑤ 申請者が夫と別れて居住している建物に夫が立ち入ることを禁止する。この場合、かかる規定は、今後、夫がかかる建物に立入ることは合理的でないとする命令によって実施される。⁽²⁾
- このようにして、妻の利益を保護する一方で、一九〇五年二月五日にはウイニペッグに少年裁判所 (Juvenile Court) が設けられた。⁽³⁾ そして、さらに一九二二年四月十二日には、「妻および児童の扶養料に関する法律」(An Act respecting the Maintenance of Wife's and Children) を制定した。第三条によれば、扶養料支払命令を発し、費用の支払に関する規定を作成する権限を裁判所に付与している。
- その後⁽⁴⁾に制定された「妻および児童の扶養料および保護に関する法律」⁽⁵⁾ (The Wives and Childrens Maintenance

nance and Protection Act) によつて、右の二つの法律は統合されるにいたつた。これによれば、妻は郡裁判所判事または警察マジストレートに対し、以前の二つの法律の規定によるのと同じ条項を含んだ命令を申請することが認められている。

降つて、一九四七年には児童福祉法に改正を加え、一九〇五年に設けられていたウイニペグの少年裁判所にいづれば接木をして、「少年裁判所・家庭裁判所」(Juvenile Court and Family Court) という新しい名称の裁判所を設立した。⁽⁶⁾ この裁判所はそれ以来、ウイニペグ家庭裁判所と略称されてきた。略称ではなく、正式の家庭裁判所は一九六六年になつてはじめて出現することになる。

一九六六年四月二十七日に「矯正法」(The Correction Act) — 正式の名称は、「少年および成年犯罪者の収容・世話・処遇・監護およびリハビリテーションに関する法律」(An Act respecting the Reception, Care, Treatment, Custody, and Rehabilitation of Juvenile and Adult Offenders) が制定され、第六条以下の規定によつて、家庭裁判所 (Family Court) が新しく設けられた。まず、第六条によれば、法務長官は州の全域または一部の地域のために、命令によつて家庭裁判所を創設することができる。家庭裁判所は、非行少年法および児童福祉法にいうところの少年裁判所 (Juvenile Court) である。そして、家庭裁判所が創設された日以降、従来その地域で管轄権を行使してきた少年裁判所は管轄権を失ひ、家庭裁判所がその地域の少年裁判所になるものとされる。第七条によれば、家庭裁判所の判事は副知事によつて任命され、報酬も決定される。すべてのマジストレートは、本法のもとで家庭裁判所判事である。さらに第八条は、家庭裁判所の管轄権について規定している。それによれば、

- ① 非行少年法
- ② 児童福祉法
- ③ 妻および児童扶養法
- ④ 扶養料支払命令相互強制法
- ⑤ 親扶養法 (The Parents' Maintenance Act)
- ⑥ その他、副知事が指定する法律または事項

これらのうちの二つまたはそれ以上より生じる責任、犯罪および事件について、管轄権を有するものとされている。⁽⁸⁾

ところで、この家庭裁判所はいわゆるマジイストリート裁判所であって、審理は非公開で行われ、十六名の保護監察官 (Probation officer)、六名の家族問題カウンセラー (Family counsellor) 及び二名の執行官 (Enforcement officer) と各一名の精神病医および心理学者、そして他の事務職員とから成っている。カウンセラーのうち四名は、社会事業に関するマスターの学位を有しており、全員が相当に長い経験を積んでいるといわれる。⁽⁹⁾

このように構成される家庭裁判所の管轄権のもとで、現実に提起されるのは別居の申請が大部分を占めており、もし未成年の子供がおれば、申請者および子供の扶養料支払命令と並んで子供の監護の問題も含まれている。それと関連し、扶養料の支払いについて裁判所が定める条件を履行しない場合の責任が問題になる。たとえば、一九六九年には、「妻および児童扶養法」のもとで八五一件の申請があったが、四〇七件について不履行責任が問われる

結果となっている⁽¹¹⁾。では、マニトバ州において、離婚に関する管轄権はどの裁判所が行使するのであろうか。

その前に州の裁判組織を簡単にみれば、控訴裁判所 (Court of Appeal) のもとに女王座裁判所 (Court of Queen's Bench) が第一審管轄権を有し、両者とも判事は連邦によって任命される⁽¹²⁾。そして、離婚管轄権は女王裁判所法 (The Queen's Bench Act-An Act respecting her Majesty's Court of Queen's Bench for Manitoba) によって女王座裁判所に付与されているわけである。より詳しくいえば、同法第五〇条により、女王座裁判所は、一八七〇年七月十五日当時、ウエストミンスターにあるビクトリア女王の普通法控訴裁判所 (Superior Court of Common Law)、またはリンカーンズ・インにある大法官裁判所 (Court of Chancery)、または遺言検認裁判所 (Probate Court) またはイングランドにおいて財産・私権および犯罪・刑罰について管轄権を有していた他の裁判所と同じすべての権限を行使するものとされる⁽¹⁴⁾。ところで、ビクトリア女王の時代、一八五七年八月二十八日の婚姻訴訟事件法 (The Matrimonial Causes Act) により、離婚管轄権が教会裁判所から新設の離婚裁判所 (The Court of Divorce and Matrimonial Causes) に移され⁽¹⁵⁾、卓床離婚に代わる裁判別居と並んで、離婚訴訟も可能となっていた⁽¹⁶⁾。このような事情を考え合わせると、イギリスにおいて離婚裁判所の行使をしていた離婚管轄権がマニトバ州の女王座裁判所に属するのは当然のことと考えられよう。女王座裁判所は離婚のほかに、婚姻取消、扶料、子供の監護、扶養料等の関連する諸問題も処理しており、したがって家庭裁判所は、それ以外の家族関係を含む領域を担当することになる。そして、離婚管轄権は存在しない。それを補充する意味もあると思われるが、女王座裁判所法は第九条⁽¹⁷⁾において、東部裁判管区を除いて、郡裁判所 (County court) の判事を女王座裁判所の地方

判事 (Local judge) として、女王座裁判所の判事と同様の管轄権を付与する結果、郡裁判所も離婚管轄権を行使することが認められている。このようにみれば、マニトバ州に家庭裁判所はあるけれども、それがいわゆる統一家庭裁判所といえないことは明白であろう。

なお、マニトバ州においても一九七〇年の法律改正委員会法 (The Law Reform Commission Act) のもとで、副知事によって七名の委員が指名され、一九七四年四月一日付の第三回年次報告書によれば、委員会は十五回の公式の報告書を法務長官に提出している。これらの報告書に含まれた勧告のうち、七つのは立法化された。また、他の二回の報告書には勧告は含まれておらず、ほかに十二回にわたる非公式の報告書もある。しかし、これらのいずれにも、統一家庭裁判所に関するものは見当たらないし、⁽¹⁸⁾一九八二年現在までのところ、これに関する法律は制定されてはいない。

- (1) Stubbs, A view of the Family court. Manitoba L. J. vol. 5. p. 344. 1973.
- (2) Stubbs, op. cit. pp. 344—345.
- (3) Stubbs, op. cit. p. 346.
- (4) Stubbs, op. cit. p. 345.
- (5) Stubbs, op. cit. p. 345.
- (6) Cole, Family court-Their Nature and Function. Manitoba L. J. vol. 4. p. 318. 1970—1971.
- (7) Statutes of Manitoba. 1966. pp. 35—53.
- (8) Statutes of Manitoba. 1966. p. 38.

- (9) Cole, op. cit. pp. 318—319.
- (10) Cole, op. cit. p. 319.
- (11) Cole, op. cit. p. 320.
- (12) Encyclopedia Canadiana. 1972. vol. 9. p. 335.
- (13) Revised Statutes of Manitoba. 1970. ch. 280. pp. 1—38.
- (14) Revised Statutes of Manitoba. 1970. p. 13.
- (15) Lately, The Law and practice in Divorce and Matrimonial causes. p. 22.
- (16) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(1)」神戸学院法学四卷二・三号一六〇頁。
- (17) Revised Statutes of Manitoba. 1977. p. 3.
- (18) 1964年事情のりじびザ' Thomas, The Manitoba Law Reform commission: A Critical Evaluation. Dalhousie L. J. vol. 2. pp. 417—418. 1975—76.

第九章 サスカチエワン州

一九〇七年法の第五十二章として、五十五カ条から成る「裁判所法」⁽¹⁾ (The Judicature Act) —「サスカチエワン州における地方裁判所 (Supreme Court) に関する法律」が制定され、第三条および第十三条によって、離婚管轄権を地方裁判所が行使することになった。⁽²⁾ そして、時は流れて、一九六五年当時の「女王座裁判所に関する法律」⁽³⁾ (An Act respecting the Court of Queen's Bench) によれば、第七条において、女王座裁判所は首席判事と他

の六名の判事によって構成され、さらに管轄権の内容として、第二十四条以下に規定している。それによれば、配偶者権の回復、裁判別居、扶助料などについて管轄権を行使しており、離婚はこれに含まれていなかった。ところが、カナダ全土に一九六八年七月二日より施行された離婚法の第二条において、サスカチワン州では女王座裁判所が離婚管轄権を行使するものとされるにいたった。⁽⁴⁾これによって、地方裁判所は将来に向って離婚に関する管轄権を失うことになる。

ところで、サスカチワン州においても、一九七一年に法律改正委員会法 (The Law Reform Commission Act) が制定され、一九七三年十一月より施行された。委員会は一九七四年に組織され、サスカトゥンに永続的な事務所を設けた。三名の委員によって構成され、その中の一名は専任の議長となり、他の二名はパート・タイムで仕事に当った。⁽⁵⁾法務長官の要請にもとづいて、委員会はまず別居・離婚または一方の死亡によって婚姻が解消する場合の夫婦財産の分割 (The division of matrimonial property) に関する法律の改正を検討し、三回にわたって検討資料 (Working paper) を公表している。そして、一九七四年より七五年にかけて、次のような提案をした。⁽⁶⁾

- ① 据置参加 (deferred participation) 制度の採用に先立って挙式されたどの婚姻の財産にも適用されるべき裁判上の裁量権の行使に関する立法
- ② どの婚姻の婚姻住居 (matrimonial home) にも適用されるべき婚姻住居の共有 (Co-ownership) を規定する立法
- ③ かかる立法が採用されたのちに挙式されたどの婚姻の夫婦財産 (婚姻住居以外の) にも適用されるべき据置

参加制度を創設する立法

このような提案をする一方において、委員会は法務長官の承認を得て、一九七四年に家族法に関する調査プロジェクト (Research project) を発足させている。そして、家族の扶養、児童および家族法、婚姻に関する諸問題を対象としてとり上げた。⁽⁷⁾ その中に家庭裁判所の創設の問題が含まれていたかどうか、明らかでないが、一九七五年四月十一日には、「二十一条から成る「家庭裁判所に関する法律」(An Act respecting the Family Court) が制定されるにいたっている。その第四条によれば、家庭裁判所はマジイストリート裁判所の判事の中より副知事によって任命される一名以上の判事によって構成され、第五条には、家庭裁判所は連邦の非行少年法の意味する少年裁判所であることを明らかにし、さらに第七条では管轄権の内容が次に列挙する法律による旨を明記している。

- ① 遺棄された妻および児童扶養法
- ② 未婚の両親の子供に関する法律
- ③ 家庭サービス法 (The Family Service Act)
- ④ 未成年者法 (The Infants Act)
- ⑤ 婚姻法第三十七条、四〇条
- ⑥ 親の扶養に関する法律 (The Parents' Maintenance Act)

このようにしてサスカチェワン州にも家庭裁判所が創設されたが、他州の場合と同じように、離婚に関する管轄権を有していない。そして、約二年を経て、統一家庭裁判所が設けられることになった。一九七八年一月十二日の

「サスカチエワンのために統一家庭裁判所を設立する法律」⁽⁹⁾ (An Act to establish a Unified Family Court for Saskatchewan) がそれである。まず第四条において、統一家庭裁判所は女王座裁判所の地方判事によって構成されるとするが、これはさき家庭裁判所の場合とちがっており、また管轄権の内容についても、第八条で家庭裁判所のそれに加えて、新しく

① ホームステッド法 (The Homestead Act)

② 妻所有財産法 (The Married Women's Property Act)

の二つを認めているのが注目される。さらに第八条によれば、配偶者権の回復、裁判別居、扶養料、扶助料についても女王座裁判所と並んで管轄権を行使するものとしている。そして、第二十九条は一九七五年の家庭裁判所法それ自体を廃止してしまった。つまり、家庭裁判所は統一家庭裁判所へと発展的に解消され、管轄権の内容も拡大したわけであるが、統一家庭裁判所とはいいながら、家族に関するすべての事項について統一的に管轄権を行使するにはほど遠いといわなければならない。

- (1) Revised Statutes of Saskatchewan. 1909. p. 599.
- (2) このような事情については、村井「カナダ各州の離婚法小史」神戸学院法学十四卷一号七一頁―七二頁。
- (3) Revised Statutes of Saskatchewan, 1965. pp. 925—961.
- (4) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学九卷二・三号一八頁―一八一頁。
- (5) Grosman, Law Reform: A saskatchewan viewpoint. Dalhousie L.J. vol. 2. p. 465. 1975—76.
- (6) Grosman, op. cit. p. 468.

- (7) Grosman, op. cit. p. 469.
- (8) Statutes of Saskatchewan. 1974—75. pp. 49—54.
- (9) Statutes of Saskatchewan. 1977—78. pp. 93—99.

第十章 アルバータ州

アルバータ州ではすでに一九五五年法第一〇八章に「家庭裁判所法」(The Family Court Act)を制定している。その第四条によれば、副知事がマジストレートのだれかを家庭裁判所の判事に任命するものとし、次に列挙するような事項について専属的な管轄権を付与している。

- ① 家族関係法 (The Domestic Relations Act) 第二十七条のものとで、遺棄された妻または家族のための扶養命令
- ② 互恵的な面において、裁判所によってある人の不利になされた扶養料支払命令であって、扶養料支払命令相互強制法によって強制できるもの
- ③ 学校法 (The School Act) のもとで、児童が学校に出席し、かつ継続して規則正しくそこに出席させることを怠った成年者に対する罪
- ④ 児童福祉法の第二部のもとの審問
- ⑤ 刑法典第一八六条二項(a)のもとで、略式決定 (Summary conviction) によって審理されることのできる

罪

⑥ 夫が妻を虐待し、妻が夫を虐待し、または親が児童を虐待した場合に、刑法典第二三一条一項のもとで、略式決定によって審理されることのできる一般的虐待の罪

⑦ 副知事の意見によれば、それを審理するには家庭裁判所が適当である場合に、他の法律または条文のもとで、略式決定によって審理されることのできる罪

家庭裁判所の管轄権は当初これらに限られていたが、その後、一九六七年から一六六九年にかけて、いくつかの事項が付け加えられるにいたった。内容は次のとおりである。

① 地方裁判所 (Supreme Court) の別居手当または扶養料支払命令の執行—地方裁判所の命令を変更する権限はない。

② 両親が別居している児童の監護

③ かかる児童と面接する権利

このような事項が付け加えられたため、当初は五カ条であったものが、一九七〇年法第一三三章では十二カ条に増えている。⁽²⁾

ところで、一九六六年にアルバータ法律協会 (Law Society) の評議員は、民事事件における法律上の救済についての改善を勧告するために委員会を設けるにいたった。法律上の救済が要求されている大多数の事件において、問題の基礎は、夫婦ときには児童を巻きこえた論争であって、これらの事項はしばしば法廷で争われなければ

ならないし、またそれゆえに、法律上の救済に関する適切な体系を整備するためには、家族法の分野での司法行政を改善する制度上および手続上の改正が重要な意味をもつことになると考えられるからには³⁾ほかならない。そこで小委員会が構成され、アルバータ州の家庭裁判所の現在の運営状況を考慮して、望ましいと思われる制度上および手続上の変更を勧告するように命じられた。小委員会は検討を重ねたのち、主要な三つの点に関する変更を含んだ勧告を提示した。この勧告の内容は次のようなものである。

(一) アルバータ地方裁判所・事実審理部に家族法係 (Family Law Section) を創設することを勧告する。そして、家族法係を統轄するために専門の判事が任命されるべきである。その際、「イギリス領北アメリカ条例」の第九十六条の規定に従って、判事は連邦によって任命されるが、一つの制度として家族法係を新設することは、第九十二条⑭の規定のもとで州の管轄権に属している。

(二) 家族法に関する事項を含む紛争の解決は、対立当事者主義のもとで法律上の制裁を適用することによって完全に達成することはできない。法律上の手続は、行動科学および医学の分野における他の専門家の援助によって拡大されなければならない。それゆえ、家族法の分野における裁判の運営について、裁判所を助けるため、新しい家族法係のもとで行動すべく裁判所サービス部局 (Department of Court Services) が創設されることを勧告する。それは次のようなサービスを含めて考えられるべきである。具体的には、調査サービス、プロベーション職員、仲裁人、カウンセリング・サービス、拘留および保護のための施設、診療サービスがこれに当る。この勧告は、立法部によって「家庭裁判所サービス法」(The Family Court Service Act) が制定されること

とによって、実行が可能である。

(三) 委員会または顧問会議が設けられることを勧告する。メンバーとしては、法律家、ソーシャル・ワーカーおよび他の有力な市民の代表を含め、新しい部を助け、助言し、協力し、またあらゆる可能な方法で法律家、裁判所および一般市民の承認と支持を得られるように援助すべきである。⁽⁴⁾

アルバータ法律協会の小委員会による右のような内容の勧告は、まず法務長官の手許に提出された。さきにみたオンタリオ州の場合と対比すれば、アルバータ州では法律協会がリーダーシップをとって改正案を政府に勧告したという点でちがいをみせているわけである。⁽⁵⁾ 勧告をうけた法務長官は、改めてアルバータ大学の法律調査・改正研究所 (Institute of Law Research and Reform) に、州政府に対する特別な勧告を作成するという目的で、家庭裁判所に体系についての包括的な研究を依頼した。一九七一年一月に用意された調査資料 (Research paper) がきわめて限られた範囲で回覧され、ついで批判を受けるために研究所会議 (Board of Institute) で検討された。その結果、研究所は最終報告書を作成するに先立って、この問題について関心を有しているすべての人々から批評・批判および提案をうける目的で、研究所としての試験的な意見 (tentative opinion) を報告する検討資料 (Working paper) を準備すべきであることを決定した。この資料は一九七二年四月二十五日に公表されるにいたっている。⁽⁶⁾ ところで、この当時、アルバータ州において、家族法に関する事項についての裁判所の管轄権はどのようになつていたのであろうか。まず、連邦によって判事が任命される二つの裁判所が登場する。

① 地方裁判所・事実審理部 (trial division)

これは首席判事と十三名の判事によって構成され、一九六八年の離婚法のもとで、離婚に関する固有の管轄権を行使する裁判所として指定されている。専属的な管轄権としては、離婚のほかに裁判別居、夫婦財産の処分、配偶者による動産の処分を阻止する差止命令、婚姻無効、配偶者権喪失、配偶者権回復、婚姻詐称、別居手当および扶養料支払命令さらに子供の保護・監護・面接、等々が数えられる。⁽⁸⁾

② 区裁判所 (District Court)

後見人の指名・監督・解任、子供の監護・保護、養子縁組および父の決定の手續について固有の管轄権を有している。このうち、保護および養子縁組が最も重要である。⁽⁹⁾

さらに、州によって判事の任命される裁判所が家庭裁判所のほかに二つみられる。

① 州裁判所 (Provincial Court)

この裁判所は刑法典のもので、多くの刑事事件について管轄権を有する。たとえば、扶養義務不履行の責任、夫婦間の虐待または親の子供に対する虐待、家族のメンバーに恐れをいだく人が夫・妻または子供を傷害し、もしくは財産に損害を与えること、等々である。⁽¹⁰⁾

② 少年裁判所 (Juvenile Court)

地方裁判所の各判事、区裁判所の各判事およびマジストレートは、職権により、少年裁判所の判事でもある。少年裁判所判事の権限は非行少年法に規定されていて、その主たる領域は、非行少年および置き去りにされた少年である。非行少年の最高年齢は、少年が十六歳、少女が十八歳とされる。⁽¹¹⁾

家庭裁判所は主要な都市すなわち、テドモントン、カルガリー、レッド・ディア、レースブリッジおよびメディシン・ハットに設立されている。このうち、テドモントンの家庭裁判所の模様が次のように説明されている。すなわち、受付係のいる受付室があり、裁判所の四名の判事はそれぞれ別個の法廷を有している。法廷は二十四フィートと二〇フィートの広さがある。一般人がそこに近づくことは禁止されている。各法廷には判事席があり、床面より約六インチの高さになっている。証人席と速記者のための机がある。法廷の後部に少しばかりの座席が設けられている。判事は法服を着て、絹のガウンをまとっているが、バンドはしていない。弁護士は法服を着ていない(地方裁判所では着ている)。環境は形式ばっているが、それにもかかわらず、親しみやすくできているという⁽¹²⁾。このような雰囲気の中で行使される家族法に関する家庭裁判所の管轄権はさきに見たように広範囲に及んでおり、さらに次のように権限が重複する場合もみられる。

- ① 扶養は地方裁判所、家庭裁判所またある場合には治安判事 (Justice of the Peace) によって処理されることができる。夫婦の一方は、一つの裁判所から他の裁判所へいくことができるし、判決はときとして、他の裁判所によってすでになされた処分を無視して行われる。
- ② 監護は家庭裁判所または地方裁判所で処理されることができ、後者の命令は前者に優先する。
- ③ 十二カ月までの後見は、家庭裁判所、少年裁判所または区裁判所のいずれにおいても処理されることができ、十二カ月を越える期間の後見は、永久後見とよばれ、区裁判所によってのみ処理される。
- ④ 配偶者および子供に対する虐待は、家庭裁判所判事またはマジストレートによって審理されることができ

現在の裁判所の機構から生じる重要な問題は、家族法上の問題を処理する五つの裁判所の管轄権がこのように互いに重複し、競合していることがある。たとえば、子供の監護・面接を請求する人は、家庭裁判所、区裁判所または地方裁判所でも手続をとることができる。同様に扶養命令は、家庭裁判所、州裁判所、区裁判所または地方裁判所によっても与えられるが、その後控訴裁判所 (Superior Court) によってなされる命令は、下級裁判所の命令に優先し、その効力を無効にしてしまうといった場合である。このように、裁判所の管轄権が重複・競合することは、利点であると同時に、欠点ともいえる。つまり、現在の体系のもとではどの裁判所も、その事項について必要とされるすべてのことを完全に行えない場合が多く、訴訟当事者は完全な救済をうけようと思えば、一つの裁判所から他の裁判所へと渡り歩かなければ目的を達成できない。たとえば、監護および扶養料は、離婚が企てられるまでは家庭裁判所によって扱われるが、離婚手続が始まれば、すべての手続は他の裁判所へ移されなければならない。後見は家庭裁判所で一時的な後見として開始されるが、永久の後見のためには区裁判所へ移されることになる。⁽¹⁴⁾

ある資料によれば、カルガリー市の少年裁判所および家庭裁判所では、一九六九年に一・二四〇件が家庭事件、一・三九一件が非行少年の事件、一・二三八件が児童保護に関する事件、これらの数字は、裁判所に依託され、裁判所でインテーク (Intake) の手続を通して処理された事件を含んでいない。一方、一九六七年に地方裁判所の面前で審理された離婚事件は一・一六五件に及んだといわれる。⁽¹⁵⁾

さらにもう一つの重要な点として、同じ問題を扱うにしても、裁判所によって基本的な考え方がそれぞれ異なっ

ており、手続方法もちがうということが指摘される。一方の地方裁判所では伝統的な対立当事者主義によって訴訟手続が認められ、自己の主張を提出し、それを立証するのすべて当事者自身の責任とされており、非公式なソーシャル・サービス等を行われない。これに対して、家庭裁判所および少年裁判所では、裁判所として具体的な事件の争点を審理することになりはないが、地方裁判所の場合とちがって、形式的な手続は少く、むしろ争点を種々の角度から調査し、当事者間に妥当な解決をもたらすべく、調停的な手続に重点がおかれている。家庭裁判所法第五条のプロベーション・オフィサーによる手続も有効に利用されるのが実情のようである。

右のような諸事情をふまえたうえで、一九七二年四月二十五日に公表された検討資料において、アルバータ大学の法律調査・改正研究所は、家庭裁判所の体系について、次にみるような勧告を州政府に提出するにいたっている。

第一 本稿で定義された家族法の事項について、専属的な管轄権が一つの裁判所に与えられるべきである。⁽¹⁷⁾

第二 ① 家族法の事項について専属的な管轄権を行使する裁判所は、アルバータ地方裁判所の一部とされるべきである。

② 家庭裁判所は次のいずれかにされるべきである。

1 事実審理部の家庭裁判所係 (Family Court Section) …… 別個の組織をもち、専門の判事と統轄判事を有するが、しかし事実審理部の首席判事を形式上の長とする。

2 事実審理部とは別個に、首席判事によって統轄される地方裁判所の家族部 (Family Division) とする。

③ 勧告の①が実行できないときは、家庭裁判所は現在の裁判所とは全く別個のものとして創設される。

④ 家庭裁判所が地方裁判所の家族部または別個の裁判所とされるならば、離婚法は、離婚管轄権および付随事項がそれに与えられるように改正されるべきである。

⑤ 家庭裁判所が現在の裁判所と別個・独立の裁判所として設立されるならば、立法によって、それが記録控訴裁判所であることを明らかにすべきである。⁽¹⁸⁾

なお、これとは別に、同じ時期に同じような提案が示されていた。その内容は次のとおりである。すなわち、すべての家族に関する事件は、便宜上、われわれが家族関係裁判所 (Domestic Relations Forum) とよぶ一つの裁判所において行われるべきであり、現存するわれわれの家庭裁判所は、新しいタイプの裁判所に転換される。この裁判所は離婚、配偶者の扶養、子供の監護および面接、養子縁組、父の決定手続、すべての夫婦財産事件ならびにその命令および判決の強制を処理する管轄権を有すべきである。新しい裁判所においては、形式的な手続に先立ち、調停手続 (Conciliation Procedure) が行われ、⁽¹⁹⁾ ソーシャル・ワーカー、心理学者、精神病医、ファミリー・カウンセラー等の職員がそれに関与すべきであるという。

右のような勧告ないし提案を基礎としたと思われるが、一九七二年にテドモントンの家庭裁判所に調停プロジェクト⁽²⁰⁾ (Conciliation Project) が設けられるにいたった。家庭裁判所のカウンセラーからとくに選ばれてカウンセリングに当る職員は、裁判所の建物内で仕事をするが、裁判所とは別個・独立の存在であって、弁護士または裁判所 (家庭裁判所または地方裁判所・家事部) からの付託にもとづいて仕事を遂行する。⁽²¹⁾ そして、カウンセラーは、婚姻関係が破綻している場合に、夫婦の和諧ならびに付随的な争点を友好裡に解決させることに努力を傾けるもの

とされている。ところで、このプロジェクトは連邦政府によって提供された基金によって創設されたものであって、政府の援助は一九七五年に終了することが予定されていた。そこで、それ以降は州の保護と財政的な裏付けによってプロジェクトが継続できる(22)ように、法務長官に対して提案された。この提案は効を奏したようである。(23)

- (1) Revised Statutes of Alberta. 1970. vol. 2. pp. 1649—1650.
- (2) R. S. A. op. cit. pp. 1049—1653.
- (3) Purvis, Q. C. Family court: A plan for Alberta. C. B. J. vol. 10. p. 374. 1973.
- (4) Purvis, op. cit. p. 375.
- (5) Purvis, Rational for a Family court. R. F. L. vol. 1. p. 432. 1971.
- (6) 以下の事情をめぐって Working paper on Court administrative Institute of Law Research and Reform. University of Alberta. R. F. L. vol. 6. p. 201.
- (7) 地方裁判所に離婚管轄権が認められた事情については、村井「カナダ各州の離婚法小史」神戸学院法学十四卷一号七五頁—七七頁。
- (8) Working paper, op. cit. p. 211.
- (9) Purvis, Rational for a Family court. R. F. L. vol. 1. p. 404.
- (10) Working paper, op. cit. p. 206.
- (11) Working paper, op. cit. pp. 260—207.
- (12) Inglis, Family courts: Canada and New Zealand. R. F. L. vol. 10. p. 209. 1978.
- (13) Purvis, op. cit. pp. 404—405.

- (14) Working paper, op. cit. pp. 214—215.
- (15) Allard, Family court in Canada : D. Mendes da Costa Q. C. Studies in Canadian Family Law. vol. 1. p. 31. 1972.
- (16) R. S. A. 1970. vol. 2. p. 1650.
- (17) Working paper, op. cit. p. 219.
- (18) Working paper, op. cit. pp. 222—223.
- (19) Silverman, Family courts : A plan for Alberta. Chitty's L. J. vol. 21. p. 169. 1973.
- (20) Payne, The Administration of Family Law in Canada : proposals for A Unified Family Court. Chitty's L. J. vol. 23. No. 2. p. 45. 1975.
- (21) Family courts : Canada and New Zealand. R. E. L. vol. 10. p. 202.
- (22) Payne, op. cit. p. 45.
- (23) Irving, Divorce Mediation. Appendix. 1981.

第十一章 ブリテイッシュ・コロンビア州

一九二四年法の第七章として四十八カ条から成る「イギリスにおける離婚および婚姻訴訟事件に関する法律を修正する法律」(An Act to amend the Law relating to Divorce and Matrimonial Causes in England)が制定された⁽¹⁾。これはすでに一八五八年十一月十九日のダグラス知事の布告によってブリテイッシュ・コロンビア州に導入されていたイギリスの一八五八年八月二十八日の「離婚および婚姻訴訟事件法」を州の法律として、同じ名称

で再立法したものであった。⁽²⁾これによって、首席判事と十三名の陪席判事によって構成される地方裁判所 (Superior Court) が第一審として離婚管轄権を有し、控訴審は控訴裁判所 (Superior Court) が管理することになった。さらに、離婚管轄権とは別個の問題として、バンクーバーの少年裁判所 (Juvenile Court) は、一九六三年三月二十七日に同年法第十四章の「家庭・児童裁判所に関する法律」⁽³⁾ (An Act respecting Family and Children's Court) によって、家庭・児童裁判所に改組された。その管轄権とか目的は、⁽⁴⁾ さきにみたオンタリオ州の少年家庭裁判所のそれと同じであった。

「家庭・児童裁判所に関する法律」の第五条一項によれば、この裁判所は、家庭および家庭の一人一人が社会的および婚姻上の諸問題を克服するように手助けし、かつ指導するため、さらに少年犯罪を処理する目的で設立された。⁽⁴⁾そして、三名の専任 (full time) の判事が裁判所を構成し、彼等は全員が法律的な訓練をうけ、判事に任命され前に長い間、家庭事件にたづさわっており、それに関心をもっていた。彼等を助けるものとして、十二名のプロベーション・オフィサーがいる。このうち五名は家事部 (Family Division) でカウンセラーの仕事に従事し、他の二名は事務職員 (clerical staff) とともに執行係 (enforcement section) という名称で、⁽⁵⁾ 主として扶養料支払の徴収をとり扱うものとされている。

このようにして設立された家庭・児童裁判所の家事部においては、一九六八年にインテーク・カウンセラーが一・五三〇件を受理したが、このうち二十パーセントは、バンクーバー市のソーシャル・サービス部によって裁判所へ送られたものであり、残りは直接に本人がやってきたり、裁判所に照会したり、友人・牧師・弁護士その他の人

々の提案によるものであった。同じ年に少年部 (Child Division) が約二十三パーセントの事件を法廷外で処理したことは注目に値しよう。⁽⁶⁾ カナダ全土に統一的な効力を有する離婚法が施行されたのはこの年の七月二日であった。⁽⁷⁾ 同法はブリティッシュ・コロンビア州で地方裁判所が離婚管轄権を行使する旨を明記している。

さらに、一九六九年四月二日には同年法第二十八章の「州裁判所を設置する法律」⁽⁸⁾ (An Act to provide for a Provincial Court) によって新しく州裁判所が設けられるにいたった。第十四条以下に「家事部」(Family Division)、第二十条に「少額請求部」(Small Claim Division) について規定するが、前者を設ける目的として、家庭および家庭の一人一人が社会的および婚姻上の諸問題に打ち勝つように手助けおよび指導し、さらに紛争に巻き込まれている児童・両親および監護者を法律にもとづいて処理することを明確にしている。⁽⁹⁾ そして、家事部の権限の内容として第十五条に、

- ① 連那の非行少年法のもとで生じる事項
 - ② 規則にもとづいて、副知事により指定される家族に関する事項
 - ③ 州の法律のもとで児童に課せられる責任 (Charge)
 - ④ 他の法律によって家事部に指定されることのできるその他の事項
- が列挙されている。⁽¹⁰⁾

降って、一九七四年三月二十日の「家族関係法」(The Family Relations Act) によれば、第二条および第三条において、地方裁判所は一九六八年の離婚法に従って、引き続き子供の監護・面接、養育、婚姻の解消、婚姻の

無効、裁判上の別居、扶助料および扶養料に関するすべての事項について、管轄権を有するとした。⁽¹¹⁾ すなわち、広く家族に関する諸問題について、ブリティッシュ・コロンビア州では、地方裁判所、家庭児童裁判所の家事部、さらに州裁判所の家事部の三者に分属していることになる。では、名実ともに家庭裁判所の名にふさわしい一つの裁判所を実現するためには、どのような方法が考えられるであろうか。ここでは三種類が浮んでくる。

① 離婚事件を処理するのに必要な設備および管轄権を付け加えることによって、現在の家庭・児童裁判所の管轄権を拡大すること

② 家庭・児童裁判所と並んで、現在の地方裁判所のなかに家族関係部 (Domestic Relations Division) を創設すること

③ 離婚・少年犯罪および関連する事項について管轄権を有しながら、家庭・児童裁判所のなかの別個の部としてこれに統合すること⁽¹²⁾

このようにいくつかの方法が考えられるが、実際にどこまで実行に移されることになるのであろうか。さきに見た一九七四年の家族関係法に先立って、一九七三年十二月に、「ブリティッシュ・コロンビア王立家族および児童に関する法律調査委員会」(B. C. Royal Commission on Family and Children's Law) が設けられ、「バーージャ」判事が議長に就任した。彼はマッケンジー・バレー・パイプライン調査委員としての最近の仕事によってよく知られているし、一九六九年の選挙で敗れるまでは、ブリティッシュ・コロンビアの新民主党のリーダーでもあった。したがって、州の全域にわたって党のメンバーおよび市民と強力なる提携の網をもっていた。⁽¹³⁾ かくして、バーージャ

一委員会は一九七五年五月までの十四カ月間に六回、報告書を州政府に提出したが、最初の報告書において、家族法の事項で裁判所の管轄権が断片的であるという問題をとり上げ、家族法について管轄権を有している別々の裁判所が、単一の裁判所で共通の援助サービスを利用しながら、各々の通常の機能を営むことができるような方法を選んだ。そして、連那憲法—イギリス領北アメリカ条例—の改正をまつまでもなく、地方裁判所および州裁判所の判事を同じ屋根の下におき、また同様に援助サービスを同じ屋根の下におくことによって、家族および児童に関する管轄権を統一することを提案した。⁽¹⁴⁾

右の提案にもとづいて、一九七四年五月三日に同年法第九十九章として、十二カ条から成る「統一家庭裁判所法」(The Unified Family Court Act)が制定される運びとなった。⁽¹⁵⁾この名称を文字どおりにうけ取るならば、家庭に関するすべての問題について、これまでいくつかの裁判所に分属していた管轄権を、新しく設けられたこの裁判所一カ所に集中した画期的なものと解されるけれども、実質的な内容はこれと全くちがっている。まず第一条で、本法に「法」とは家族関係法を意味し、「裁判所」は州裁判所を意味するものとしたうえで、地方裁判所法、郡裁判所法、州裁判所法、証拠法、刑法典等々の関連する法律について、細かな改正点を指摘している。つまり、すでに存在している州裁判所を舞台に選んで、それに統一家庭裁判所としての管轄権を付与し、パイロット・プロジェクトとして推進してみようというわけである。⁽¹⁶⁾この目的のためにいくつかの重要な規定を新しく設けているのが注目される。

ところで、すでに指摘したとおり、ニュー・ブランズウィック、ニュー・ファンドランド、オンタリオおよびサ

スカチェワソンの四州では、一九七七年の連那の立法が三年間のパイロット・プロジェクトとして、統一家庭裁判所の開発を許可したのをうけて、プロジェクトの設立について連那政府と協定するにいたったといわれる⁽¹⁷⁾。だが、当面のブリティッシュ・コロンビア州は、すでにそれに先立つ数年前に統一家庭裁判所を設立していたことになる。

このような時期に設けられた統一家庭裁判所は、同じ一つの場所に裁判所としてのサービスと設備を具えることを目的に、第二条では、州政府が専ら家族法の事項に限りて使用される裁判所記録係 (Registries) を指定することを認めている。これによって、家庭の紛争に裁判上の救済を求める人が、裁判所の管轄権に関係なく、一つの裁判所内で援助をうけ、法律上の手段に訴えることができる。さらに、第八条および第九条⁽¹⁹⁾において、裁判所に二つの新しい職務を設けている。州法務長官によって任命される家族顧問 (Family advocate) および家族カウンセラー (Family counsellor) がそれである。

第八条は家族顧問の職務内容について、

- ① 家庭問題または非行少年に関する事件で裁判所の手続に出廷し、
- ② 家族顧問または裁判所の意見によれば、弁護士によって代理される必要のある子供のための弁護士として行動する目的で、①項のもとで手続のどの段階にでも介入し、
- ② 裁判所の要求にもとづいて、弁護士によって代理されていない①項のもとでの手続のどの段階にでも援助することができる。

旨を規定している。⁽²⁰⁾ すなわち、家族顧問は弁護士であって、主要な職務は、事件が裁判所に係属中またはそれ以前

の段階で、児童の利益と権利を適切に保護することにある。彼は自己の判断にもとづいて、または判事の要請をうけ、児童が関連しているどの裁判所の手続にでも関与する権限を与えられている。彼が関与するとき、児童の最善の利益に関係するすべての事実が裁判所の面前に提出されるように保証する義務を負わされている。家族カウンセラーの援助によつて両親の間で別居合意が協議されるとき、家族顧問はまた、監護および面接についての取決めが子供の最善の利益においてなされるように保証するため、手続に介入することができる。バンクーバーのすぐ南の郊外の三カ所、すなわち、サレー、リッチモンドおよびデルタに設けられたパイロット・プロジェクトとしての統一家庭裁判所を助けるため、二名の家族顧問が任命されたといわれる。⁽²¹⁾

もう一方の家族カウンセラーについて、第九条によれば、

① 矯正法 (The Correction Act) 第六条および第八条、さらに州裁判所法第十六条のもとで、プロベーション・オフィサーとしての権利を有し、義務を負う。

② 彼が家庭問題に関する紛争を認識したとき、紛争当事者に対して、彼の意見によれば紛争を解決するのに役立つ助言および指導を与えるものとする。また、

③ 家庭問題に巻き込まれた当事者を適切な地域援助機関 (Community Resources Board) または彼の意見によれば紛争を解決するのに適した公的または私的な家族カウンセリングのサービスまたは機関に付託することができる。

ものとされている。⁽²²⁾ 合計二十七名の家族カウンセラーが統一家庭裁判所の記録係を手助けするために任命されたよ

うである。⁽²⁴⁾

さて、バージャー委員会は一九七二年二月なかばに第四回目の報告書を提出したが、この内容は一九七四年六月十五日より翌七五年一月三十一日までを対象としている。そのなかで、さきに統一家庭裁判所法によって設けられた家族カウンセラーが大きな役割を果たした事実を数字で指摘している。具体的にいえば、サレーにおいては、一九七四年七月から九月までの三カ月間に警察によって付託された三九六件のうち七十パーセントが家族カウンセラー、少年および彼等の両親の間で、裁判外の協定で処理された。リッチモンドにおいて、監護の申立をめぐる紛争の三分の二は、形式的な報告書が判事によって要求されたのち、家族カウンセラーの援助によって解決された。また、リッチモンドでは扶養料支払命令の三五パーセントが未履行であったものが、一九七五年二月頃には十パーセントに減少し、サレーでは理由呈示 (show cause) の手続がとられた一〇〇件のうち、五十四件は、⁽²⁵⁾法廷へ出頭することが要求されることなく、家族カウンセラーによって解決された旨が報告されている。このような試験的な計画の推進が大きな効果を示したことに気をよくしたバージャー委員会は、最終的には州の全域にこの仕事を順次に拡大すべきことを勧告した。そして、バンクーバー、ビクトリアおよびバーナビーにも早く統一家庭裁判所を設立するよう提案している。その際、これまでなおざりにされていたバンクーバー島北部の領域および本土の内陸地方にまず優先的に、拡張計画が実行されるべきであるとの強い確信をも表明するのが注目される。⁽²⁶⁾

その後、一九七九年三月三十一日の「家族関係法」(The Family Relations Act)によれば、⁽²⁷⁾第一条および第三条において、さきに統一家庭裁判所法によって新設された家族顧問および家族カウンセラーを州裁判所または地

方裁判所に関しても規定している。もっとも、後者の名称は家庭裁判所カウンセラーとなっている。両者が統一家庭裁判所で示した大きな役割が評価されたからにほかなるまい。具体的にいえば、第二条において、

① 法務長官はブリティッシュ・コロンビア法律協会の有能なメンバーの一員を家族顧問として任命することができる。

② 家族顧問はいかなる他の法律にもかかわらず、またカナダの法律に従い、本法のもとで手続に出廷し、また

は (a) 子供の養子縁組、または

(b) 子供の監護、子供の身上もしくは財産の管理、または

(c) 子供の保護、扶養もしくは面接、または

(d) 申し立てられた子供の非行

(e) 児童保護法

に関して、手続のいかなる段階でも、子供の利益と福祉のために弁護士として行動すべく関与することができる。

旨を規定している。⁽²⁸⁾ ついで第三条において、家庭裁判所カウンセラーは

① 第二条に規定されているか、または類似の家庭事件に関して手続を開始し、またはそれが開始された紛争を知ったとき、紛争当事者に対して、彼の意見によれば紛争の解決に役立つような助言と指導を与えることがで

き、また

② 家庭裁判所カウンセラーの意見によれば、かかるサービスまたは機関が紛争の解決を助けるのに有能であるとき、紛争に巻き込まれている当事者を公的または私的な家族カウンセラーのサービスまたは機関に付託することができる。

ものと定めている。⁽²⁹⁾

一方、第五条において、さきの一九七二年の家族関係法にみられたと同じ地方裁判所の管轄権を規定しており、離婚事件もそこに含まれている。すなわち、地方裁判所は離婚法に従って、引き続き、子供の監護・面接、養育、婚姻の解消、婚姻の無効、裁判上の別居、扶養料および扶養料に関するすべての事項について管轄権を有する⁽³⁰⁾。それゆえ、ブリティッシュ・コロンビア州において、一方ですでにみたような試験的な計画を推進させてはいるものの、離婚事件はこれまでどおり地方裁判所の管轄のもとにあるため、家庭に関するすべての事件について管轄権を行使することができるという意味での統一家庭裁判所はまだ存在するにいたっていない。

- (1) Revised Statutes of British Columbia. 1986. p. 977.
- (2) 村井「カナダ各州の離婚法小史」神戸学院法学十四巻一号八七頁。
- (3) Statutes of British Columbia. 1963. pp. 39—42.
- (4) Reagh, The Need for a comprehensive Family court system. U. B. C. L. R. vol. 5. p. 30. 1970.
- (5) Reagh, op. cit. p. 30.
- (6) Reagh, op. cit. p. 31.

- (7) 村井「カナダの離婚法」神戸学院法学九卷二・三号一七七頁以下。
- (8) S. B. C. 1969. pp. 259—273.
- (9) S. B. C. 1969. p. 263.
- (10) S. B. C. 1969. p. 264.
- 磯野誠「家事調停」(カナダ)比較法研究三九号一〇頁以下に両者について触れている。
- (11) Province of British Columbia Statutes. 1972. p. 59.
- (12) Reagh, op. cit. p. 37.
- (13) MacDonald, Family court reform in B. C. R. F. L. vol. 8. p. 201. 1975.
- (14) MacDonald, op. cit. p. 205.
- (15) Province of B. C. Statutes. 1974. pp. 651—656.
- (16) Province of B. C. Statutes. 1974. p. 652.
- (17) Fodden, Canadian Family Law. p. 1—14. 1977.
- (18) Millar and Baar, Judicial administration in Canada. p. 89. 1981.
- (19) Province of B. C. Statutes. 1974. p. 655.
- (20) Province of B. C. Statutes. 1974. p. 655.
- (21) Mac Donald, op. cit. pp. 206—207.
- (22) Province of B. C. Statutes. 1974. p. 655.
- (23) Province of B. C. Statutes. 1974. p. 655.
- (24) Mac Donald, op. cit. p. 207.

- (25) Mac Donald, op. cit. p. 211.
- (26) Mac Donald, op. cit. pp. 211—212.
- (27) B. C. Family Law. 1975. pp. B—1—95.
- (28) B. C. Family Law p. B—3.
- (29) B. C. Family Law. P. B—3.
- (30) B. C. Family Law. p. B—4.

第十二章 結 び

Ⅱ 統一家庭裁判所への道 Ⅱ

カナダ各州における離婚法の変遷をたどる間に、離婚を含めて家族に関する種々の事項に管轄権を行使するのは具体的にいかなる裁判所であろうかという問題が浮び上ってきた。一九六八年七月二日よりカナダ全土に施行された新しい離婚法のもとで、従来、別居しか認めていなかったケベック州も、一九八〇年には民法典を改正して離婚に関する規定を新設するにいたり、すべての州で離婚が許されることになったが、いずれにしても、問題の解明のためには、各州の裁判所の体系を知ることが必要となる。かくして、いくつかの州に地方裁判所などと並んで家庭裁判所という名称の裁判所が設けられていることがわかった。家庭裁判所といえは、少年部と家事部に分れたわが国の家庭裁判所を連想するけれども、いくつかの州の家庭裁判所で果していかなる内容の管轄権が行使されている

のか。このような問題も含めて、本稿ではさきの「カナダ各州の離婚法小史」に続いて、「カナダ各州の家庭裁判所」という題目のもとに各州の事情を詳しく調べたわけである。

明らかにした事情としては、まず六つの州（ノバ・スコシヤ、ニュー・ファンドランド、オンタリオ、マニトバ、サスカチュワン、ブリティッシュ・コロンビア）が少年裁判所に源を発する家庭裁判所を設けていたが、現に設けていること。たとえ設けられたとしても、離婚管轄権まで有するとは限っていないこと、またたとえ設けられていなくとも、それと同じ機能を果す地方裁判所、福祉裁判所、女王座裁判所などが存在していることを指摘しなければならぬ。その一方では、いくつかの州において、いわゆる裁判所めぐりの必要をなくし、時間と費用の無駄をはぶくため、家庭裁判所も含めた複数の裁判所の管轄に属している家族に関するすべての事項を、一九七六年のカナダ法律改正委員会のもついで、統一家庭裁判所と称される新しい裁判所に移そうとする試みが行われている。しかし、よく調べてみると、すでに統一家庭裁判所が設けられている場合でも、さきに見た家庭裁判所の例と同じように、州によって離婚管轄権を有するものと有しないものがあり、また体系的に家庭裁判所と統一家庭裁判所が並んで存在していたり、なかにはすでに存在する家庭裁判所の管轄権を拡張して統一家庭裁判所へと変身させた州もみられる。このようなちがいはあるにせよ、現在までのところ、知り得た限りでは、四つの州（ニュー・ファンドランド、オンタリオ、サスカチュワン、ブリティッシュ・コロンビア）が統一家庭裁判所を設けるにいたっている。

当初、一九七七年の連那の立法をもとにして、三年という期間を限ったいわゆるパイロット・プロジェクトとし

て発足した統一家庭裁判所ではあるが、短期間にその実績が認められたためか、二つの州（オントリオ、サスカチエワン）では存続期間を延長する処置が速やかに講じられた。もはやパイロット・プロジェクトとしての役割を充分に果し、将来に向けて永続的な裁判所として着々と成果を積み上げているのが現状であろう。そして、このような統一家庭裁判所が離婚を含む家族に関するすべての事項について管轄権を有する場合には、わが国でいえば家庭裁判所と地方裁判所を合わせたような広範囲な管轄権を行使する裁判所として、特色のある姿を現わしてくるといってよいのではないかと思われる。